輸入者セキュリティ ファイリング"10+2ルール"FAQ (翻訳版)

本FAQは、米国国土安全保障省 税関国境取締局(米国CBP)の作成したFAQ(2010年1月28日版)を日本機械輸出組合が仮訳したものです。

情報の誤り等によって生じた損害、障害について、日本機械輸出組合は一切責任を負うものではありませんので、予めご了承下さい。

本資料のお問合せ先 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 電話: 03 3431 9800

輸入者セキュリティ ファイリング「10+2 ルール規則」

よくある質問と回答(FAQ)

最終更新日-2010年1月28日

(日本機械輸出組合 仮訳) Ver.1

2008 年 11 月 25 日、アメリカ合衆国税関・国境警備局(CBP)は連邦官報(73FR71730)で「輸入者セキュリティ ファイリングおよびキャリア(船社)に課せられる追加的要件」と題した暫定最終規則を発表しました。この暫定最終規則は、米国内の港に船舶が到着する前に、船積み貨物に関する追加情報の提出を輸入者と船社の両者に対して求めるものです。米国 CBP にはこの暫定最終規則に関する数多くの質問が寄せられました。輸入者セキュリティ ファイリングおよびキャリア(船社)に対する追加要件の規則について、CBP が意図する内容を業界の皆様に十分ご理解いただけるように、よくある質問と回答(FAQ)を本書にまとめました。CBP は必要に応じて引き続き本書を改正し、内容の明確化を図ります。本書の FAQ に記載されていない内容についてのご質問は、下記アドレスにお寄せください。

Security_Filing_General@cbp.dhs.gov

尚、FAQ の回答はあくまで情報提供を目的としており、拘束力はありませんのでご了承ください。今後予想される活動の特殊な事情、状況に関するご質問は、CBP 規制 Part 177 の下に要請を規定する際の対象になる場合があります。

輸入者セキュリティ ファイリング"10+2″プログラムの最新の情報は http://www.cbp.gov/にアクセスしてください。 10+2 に関する大半の情報が以下のリンクからご覧になれます。

http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/cargo_security/carriers/security_filing/

最新の更新(新たな質問も含む)についてハイライト表示することができる場合には、ハイライトで表示します。

目次

重要な問題の大部分はテーマ別にアルファベット順に記載されています。各見出しのリンクをクリックして本書をご活用ください。キーボードのくctrl>とくhome>を押せばトップページに戻ります。

ABI(Automated Broker Interface: 自動通関申告システム)

ACE(Automated Commercial Environment: 自動貿易流通システム)

AGENTS(申告代理人)

AMENDMENTS(更新)

- A. General(全般)
- B. Withdrawals(取り下げ)
- C. Codes (¬¬¬¬)

AMS (Automated Manifest System: 自動マニフェスト・システム)

ANTIQUE SHIPMENTS (骨董品貨物)

BILLS OF LADING(船荷証券)

BONDS(ボンド)

- A. General(全般)
- B. Continuous Bonds (継続ボンド)
- C. Single Transaction Bouds (CBP Form 301) (単独取引ボンド)
- D. Appendix D ISF Stand-Alone Bonds(付表 D ISF 単独用ボンド)
- E. Exemptions(免除)

BULK and BREAK BULK(バルク貨物およびブレーク・バルク貨物)

CARNETS(カルネ)

CLIENT REPRESENTATIVES (CBP) (クライアント担当官)(CBP)

CODED TRANSACTIONS(コード化したトランザクション)

- A. Type 01 Regular Shipments (通常貨物)
- B. Type 02 To Order Shipments(指図式(To order)貨物)
- C. Type 03 Household Goods & Personal Effects (<u>Informal Shipments</u>)(日用品および携帯品(非公式貨物))
- D. Type 04 Government and Military Shipments(政府•軍用貨物)
- E. Type 05 Diplomatic Shipments (外交官用貨物)
- F. Type 06 Carnets (カルネ)
- G. Type 07 U.S Goods Returned(返送される米国貨物)
- H. Type 08 FTZ Shipments (FTS 貨物)
- I. Type 09 International Mail Shipments (国際郵便貨物)
- J. Type10 Outer Continental Shelf Shipments(外縁大陸棚貨物)

CONFIDENTIALTIY(機密保持)

CONTACT INFORMATION (CBP)(窓口案内)

CONTAINER STATUS MESSAGES (CSMs)

(コンテナ状況通知(CSM:コンテナ・ステータス・メッセージ))

CRUISE VESSELS and ISF(巡航船とISF 申告)

DATA ELEMENTS (General and Specific Questions) (データ項目(一般))

ISF-10 ELEMENTS(ISF-10 項目)

- A. Importer of Record Number(輸入者記録番号)
- B. <u>Consignee Number</u>(荷受人番号)
- C. Ship To Party(配送先)
- D. <u>Manufacturer (Supplier)</u> Name/Address (製造者(サプライヤー)の名称/住所)
- E. Country of Origin(原産国)
- F. Commodity HTS-6(6桁の品目HTS番号)
 - Parts(部品)
 - Garments on Hangers(ハンガーにかかった衣類)
- G. Container Stuffing Location (コンテナ詰め場所)
 - Timing Flexibility(タイミングの重要性)
- H. Consolidator (Stuffer) Name/Address (コンソリデータ(スタッファー)の名前/住所
 - Timing Flexibility (タイミングの重要性)

ISF-5 ELEMENTS(ISF-5 項目)

- I. Foreign Port of Unlading(外国の積み下ろし港)
- J. Place of Delivery(引渡場所)

DIPLOMATIC SHIPMENTS(外交官用貨物)

DUPLICATE ISF FILINGS(ISF 二重申告)

ENFORCEMENT MEASURES(強制措置)

- A. Do Not Load (DNL) Messages (船積み不許可 (DNL)メッセージ)
- B. Liquidated Damages(損害賠償額)

EXEMPTIONS (免除)

- A. <u>24 Hour Manifest Rule Exemptions</u> ("Exempt" Break Bulk) (24 時間マニフェスト・ルールの免除(ブレーク・バルクの「免除」))
- B. General ISF Requirements (ISF 一般要件)

<u>FLEXIBLE ENFORCEMENT PERIOD</u>(フレキシブルな運用期間) IDENTIFICATION NUMBERS(ID 番号)

- A. General(全般)
- B. DUNS(ダンズ番号)

IMPLEMENTATION GUIDES (Data Transaction Sets)(実施に関する指針(データトランザクションセット))

INFORMAL SHIPMENTS(非公式な貨物)

- A. General(全般)
- B. Military Shipments (軍用貨物)

INSTRUMENTS OF INTERNATIONAL TRADE (IIT)(国際貿易手段) ISF FILINGS(ISF 申告)

- A. General(全般)
- B. Self Filer(自己申告者)
- C. Timing Requirements (適時性の要件)
- D. ISF-5 Filings(ISF-5(追加 5 項目)申告)
- E. ISF Territories of Coverage (Geographic)

(ISF 申告の対象となる地理上の地域)

F. ISF Areas of Coverage (Mode of Transport)

(ISF 申告の対象地域(輸送モード))

G. Less than Container Load (LCL) Shipments (小口扱い貨物)

ISF IMPORTER(ISF 輸入者)

- A. General(全般)
- B. Transit Cargo (FROB, IE, TE) (積替貨物(FROB、IE、TE))

ISO TANKS(ISO タンクコンテナ)

LCL SHIPMENTS(小口扱い貨物)

LIQUIDATED DAMAGES(損害賠償額)

MEASURINGTIMELINESS(適時性の測定)

MESSAGING(通知メッセージ)

- A. General(全般)
- B. Accepted(受理)
- C. Unique ISF Transaction Number(固有の ISF トランザクション番号)
- D. Accepted With Warning (警告付き受理)

- E. Rejected(拒否)
- F. Status Advisory (ステータス・アドバイス・メッセージ)
- G. <u>Duplicate ISF Filings</u>(二重申告)
- H. ISF-5 Messaging (ISF-5 メッセージ)

MID NUMBERS(製造者 ID 番号)

MILITARY SHIPMENTS(軍用貨物)

MITIGATION GUIDELINES(軽減のガイドライン)

MODE OF TRANSPORT REQUIRING ISF(ISF が必要な輸送モード)

OUTER CONTINENTAL SHELF (OCS)(外縁大陸棚)

OUTREACH EFFORTS(アウトリーチ活動(啓蒙活動))

POSTAL CODES(郵便番号)

POWERS OF ATTORNEY(委任状)

PROGRESS REPORTS(進捗報告)

RECORD KEEPING REQUIREMENTS(記録保持の要件)

REJECTED ISF FILINGS(ISFの申告拒否)

RETURNED OR REFUSED SHIPMENTS

(積戻しまたは受取拒否された貨物)

- A. General(全般)
- B. US Goods Returned (積み戻される米国貨物)

SELF-FILING(自己申告者)

SHIP'S SPARES and SHIP'S EQUIPMENT(船の予備品および船の設備)
SPLITS, DIVERSIONS and ROLLING CARGO(分割、転送およびローリング貨物)
STRUCTURED REVIEW PERIOD(段階的なレビュー期間)

TRANSMISSION METHODS(送信手段)

UNIFIED ISF-10 and ENTRY FILINGS(ISF-10 と通関申告の一本化(統一申告))

UNIQUE ISF TRANSACTION NUMBER(固有の ISF トランザクション番号)

US GOODS RETURNED(返送される米国貨物)

VESSEL STOW PLANS(本船積み付けプラン)

- A. Responsibility to File(申告義務)
- B. Exemptions(免除)
- C. E-mail address(電子メールアドレス)
- D. Formats(書式)
- E. Amendments(修正)

ABI(Automated Broker Interface: 自動通関申告システム)

1. 通関業者は、輸入者セキュリティ ファイリング(ISF)「10+2 ルール」の申告に、ABI(自動通関申告システム)を利用することができますか。

はい、通関業者は ABI システムを利用できます。

2. ABI システムの登録方法を教えてください。

AMS(自動マニフェスト・システム)または ABI(自動通関申告システム)を利用して ISF 申告者になること を希望する事業者は、571-468-5500 に電話をすればクライアント担当官(Client Representative)が割り当てられます。

ACE(Automated Commercial Environment: 自動貿易流通システム)

1. CBP は、輸入者がACE上で ISF の申告が行えるポータルサイトを開設する予定はありますか。

CBP は、ACE の開発にあたり ISF 機能の追加について引き続き検討する予定です。

2. 通関業者(CHB)は、ISF 実績レポートについて「I Track」「または「ACE Portal」から照会することができますか。

現時点では米国 CBP は ACE システム経由でレポートカードを提供できませんが、登録した ISF 申告者に直接提供されるレポーティングシステムを開発しました。(「ISF 進捗報告」を参照してください。)

AGENTS(代理人)

1. 通関業者を代理人とする場合、その年度は全ての ISF 申告について当該通関業者を通さなければなりませんか。

いいえ。ISF は個々の案件別に申告します。ISF 輸入者は自ら申告しても、申告する案件別に代理人に委託しても構いません。1 年を通じて ISF 輸入者がどれだけの代理人に委託するかについても制限がありません。

2. 申告する案件別に代理人を変えることはできますか。代理人は申告手続きに AMS と ABI の両システムを利用できますか。また、どちらのシステムを使うかで申告に何らかの影響がありますか。

[「]正しくは「ITRAC」(Importer Trade Activity の略)で、米国の輸入者、申告者等向けに個別の輸入通関データを CD-ROM で提供する有料サービス。(日本機械輸出組合脚注)

ISF 輸入者は申告する案件ごとに代理人を指定することができます。また、代理人はその申告手続きを AMS でも ABI システムでも行うことができます。ただし、ISF 輸入者は、(ISF 申告と)輸入通関申告を一括して統一申告を行う場合には、ABI システムの利用が必須で、また輸入者が自分で申告するか、ある いは米国の免許通関業者を通じて代理申告しなければなりません。

3. 輸入者が複数の通関業者を利用する場合、輸入者は 1 件の船積みに対して ISF 申告と輸入通関手続きをそれぞれ別の通関業者に委託することができますか。

はい。ISF 統一申告を利用する場合を除き、複数の業者を利用することができます。

4. ISF 申告者の所在地は米国である必要はありますか。

いいえ、申告者の所在地が米国である必要はありません。

5. 「申告代理人」は免許通関業者でなければいけませんか。国際貨物フォワーダーでもかまいませんか。

「統一申告」を除き、申告代理人が通関業者である必要はありません。国際貨物フォワーダーも申告代 理人に指定することができます。

- 6. サービスセンターの通知は、どのように取り扱われますか。24 時間マニフェスト・ルールでは、サービスセンターを指定されたことを CBP に通知する以下の特定の詳細情報がありました。
 申告項目 会社名、SCAC コード、CBP の割当て番号、ボンド番号、発効日、米国の荷揚げ港
 - a. ISF 10+2 を申告する際のサービスセンター指定のプロセスを教えて下さい。

ISF 申告にあたっての指定プロセスはありません。ただし、ABI 申告者は、サービスセンターを指定するにあたってクライアント担当官と交渉することができます。

b. SCAC コードがない場合があります。CBP が割当てた番号はありますか。ない場合にはサービスセンター指定文書にはどの ID 番号を使用するのですか。

申告者には申告者 ID コードが必要です。AMS で申告する場合は SCAC コード、また ABI 経由で申告する場合は ABI 申告者コードになります。AMS で申告するのに SCAC が使えない場合は、CBP から、AMSで申告するための 4 文字のID番号が割り当てられます。たとえば、SCAC コードがない業者が ISF トランザクションを申告するために AMS サービスセンターを使おうとすれば、やはり ID番号が必要です。

c. 割り当てられた ISF 代理人を通じてサービスセンターの指定があった場合、各顧客にその旨を別途 通知する必要がありますか。

ISF 申告を送信する事業者を指定するための手続きはありません。

AMENDMENTS(更新)

A. General(全般)

1. いつまで ISF 申告を更新することができますか。

貨物が米国で最初に到着する港の領域に入る前に、ISF 申告内容に変更が生じた場合、またはより正確な情報提供が可能になった場合には、ISFの申告データを更新しなければなりません。

ただし、「柔軟性を持たせた申告オプション(FR、FT または FX)」を使う場合は、正しい情報またはより正確な情報が入り次第 ISF を更新しなければなりませんが、これは、いかなる場合も船舶が米国の最初の港に到着する 24 時間前までに行わなければなりません。より適切な情報が入手できないおよび/またはもとの情報が最も適切である場合でも、「CT」更新コードを使って ISF を記入しなければなりません。

2. 米国の荷揚げ港に到着してからの ISF 申告更新は認められますか、必要ですか。

通常、ISF 申告データ更新に係る要件の適用は船舶が米国の港に到着する時までです。ただし、CBP はこの時点以降でも更新を禁止することはありません。

3. ISF 代理人を解雇したが、なお ISF データを更新しなければならないときはどうすればよいですか。

ISF 輸入者は、初回で代理人が提出した申告データを更新しなければならない場合は、CBP クライアント担当官に連絡して、初回の申告を取り消さなければなりません。CBP クライアント担当官によって初回の ISF 申告データが取り消されると、あらためて ISF 申告データを送信することができます。

4. 輸入者が CBP システム内の ISF 申告データにアクセスできない場合、ISF 申告の更新はどのようにして 行うことができますか。

ISF 輸入者が代理人に依頼して申告を行った場合は、ISF の更新にあたって代理人の協力を求めなければなりません。

5. 洋上で売買される貨物はどう取り扱いますか。

貨物が輸送中に販売された場合、ISF は更新されなければなりません。少なくとも ISF 輸入者は、その貨物が販売されたことを CBP に通知し、購入者(所有者)フィールドおよびその売却の結果変更があったことがわかる範囲でその他のフィールドを更新しなければなりません。ISF 輸入者は、ISF 申告のタイミングおよび正確性について引き続き責任を有します。

6. ISF の船荷証券番号を変更することはできますか。

はい。取扱の観点から言えば、このシステムによって ISF 申告者が既存の ISF を新しい船荷証券番号に 更新することが可能になります。しかし、タイムリー、正確かつ完全な ISF の提出に最終的に責任を有す るのは、ISF 輸入者です。

7. ISF-10 タイプの貨物を ISF-5 タイプの貨物に切り替える(修正する)ことはできますか。その場合、まず港湾管理責任者の承認を得る必要がありますか。

はい。ISF-10 申告は ISF-5 申告に切り替えることができます。方針として、この種の変更には港湾管理 責任者の承認を得る必要はありません。

- B. Withdrawals(取り下げ):
- 1. ISF 申告後、船積みが行われなかった場合はどうなりますか。

ISF 申告データを削除して取り下げてください。

2. 通関手続きでの ISF 申告データの更新はできますか。

いいえ、できません。単独の ISF トランザクションは交換トランザクションによってのみ更新できます。さらに、統一通関トランザクションは、その通関が ISF 交換トランザクションに切り替えられる場合に限り ISF を更新します。

- C. Codes $(\exists \dagger)$:
- 1. CBP は、ISF の更新をより簡単に追跡できるように、詳細な更新コードを創設すべきです。

CBP もそのように考えており、実施に関する指針の次回版では、更新コードリストを掲載する予定です。

2. 「柔軟性を持たせた申告オプション」を選択して、選択理由コードの FR、FT または FX に基づいて ISF を 提出する場合、ISF 申告を更新しなければなりませんか。 はい。ISF 輸入者が、当初の ISF 申告を提出する際に、FR、FT またはFX のコードを選択することによって、暫定最終規則に基づいて規定される柔軟性を利用する選択をした場合、誤りのない、またはより正確な情報を入手次第選択理由コード「CT」を利用し、ただしいかなる場合も船舶が米国の最初の港湾に到着する 24 時間前までに、ISF 申告は更新しなければなりません。

ISF-10 申告では、以下の選択理由コードの1つを選ばなければなりません。

CT = Compliant Transaction (順守トランザクション) - すべてのデータが提供され、また申告時点で入手できる最も適切な情報に基づき、特別な柔軟性規則は適用されません。「CT」が使われる場合、ISF は必要に応じて更新できますが、CBP はこれらの申告が必ず行われるとも考えているわけではありません。「CT」はまた、「FR」、「FT」または「FX」申告を確定するのにも使われます。

FR = Flexible Range (対応範囲の柔軟性)-製造者および/または配送先および/または原産国および/または貨物 HTSUS 番号に関する一連のデータが提供されています。これらのデータについて、ISF 申告はより適切な情報を入手次第で、ただしいかなる場合も到着 24 時間前までに、<u>更新しな</u>ければなりません。「FR」が使われる場合、CBP は期限内に更新を受け取ることを期待しています。

FT = Flexible Timing (タイミングの柔軟性) - CS(混載業者の氏名/住所)および/または LG(コンテナ詰め場所)が提供されていない場合のことです。ISF 申告はより適切な情報を入手次第に、ただしいかなる場合も到着 24 時間前までに、<u>更新しなければなりません</u>。「FT」が使われる場合、CBP は期限内に更新を受け取ることを期待しています。

FX = Flexible Range and Flexible Timing (対応範囲およびタイミングの柔軟性) - 「FR」の項に 定める一連のデータが提供されており、CS(混載業者の氏名/住所)および/または LG(コンテナ詰 め場所)が提供されていない場合です。ISF 申告はより適切な情報を入手次第に、ただしいかなる 場合も到着 24 時間前までに、<u>更新しなければなりません</u>。「FX」が使われる場合、CBP は期限内 に更新を受け取ることを期待しています。

AMS (Automated Manifest System: 自動マニフェスト・システム)

1. AMS への登録はどのようにして行いますか。

AMS または ABI を通じて ISF 申告を希望する事業者は、571-468-5500 にお電話をいただければ Client Representative (クライアント担当官) がアサインされます。ISA (Interconnection Security Ageement 一相互接続セキュリティ同意書)を締結しなければならないこともあります。

ANTIQUE SHIPMENTS(骨董品貨物)

1. 自分達で海外の小さなフリーマーケットや骨董市で買い付けたビンテージ家具および装飾品を輸入しています。商品を集めるのも出荷用コンテナへの詰め込みも自分達で行い、それからわれわれが国内販売業者として事業を行っている米国内の場所にそのコンテナを送ります。われわれは、ISF 申告が求められる際、「購入者」であると同時に「販売者」でもあるのでしょうか。

海外で商品を購入し所有しているので、購入者(所有者)および販売者(所有者)の両方に記載して構いません。

2. 購入ごとのインボイスを持っていますが、われわれの購入元は実際の製造者でありません。購入元のほとんどは骨董品販売業者で、出荷ごとに約 20 から 30 の販売業者と取引します。こうした販売業者は「サプライヤー」と考えるべきでしょうか。そうであれば、それらを一つ一つ全部挙げなければなりませんか。

最終製品の「サプライヤー」(すなわちインボイス発行者)のすべての名前および住所を提供しなければなりません。

BILLS OF LADING(船荷証券)

1. ISF 申告を行う際に B/L 番号は必要ですか。

はい、B/L 番号は必要です。ISF 輸入者またはその代理人は、この情報を入手し、<u>ISF 申告の一環として</u>CBP に提供しなければなりません。ISF 申告は、最小レベルの B/L(ハウス B/L またはレギュラーB/L)で自動マニフェスト・システム(AMS)に送信される必要があります。B/L 番号は、ISF と通関の積荷目録(マニフェスト)データの間の唯一の共通「リンク」です。

2. ISF 申告を送信するとき、B/L 番号を入手できない場合はどうしたらよいですか。ほとんどの場合、B/L 番号は出港するまで発行されません。

ISF 輸入者は B/L 番号を入手する必要があります。B/L 番号はセキュリティ ファイリングの必須条件です。 B/L 番号がないと、ISF は通関の積荷目録(マニフェスト)と照合することができません。B/L 番号は、米 国への貨物の船積みの 24 時間前までに船社または AutomatedNVOCC(外航利用運送事業者)によって CBP に提供されていなければならない通関マニフェスト情報の一部です。

3. NVOCC(利用運送事業者)が AMS を使えない場合、ISF 申告にはハウス B/L ではなくマスターB/L を申告するべきですか。

ISF 申告には、最小レベルの B/L(すなわちハウス B/L またはレギュラーB/L)を自動マニフェスト・システム (AMS)に送信する必要があります。Non Automated NVOCC または貨物フォワーダーに代わって船社が レギュラー B/L 番号を作成及び送信した場合は、ISF 申告者は ISF 申告の一環として AMS に送信さ

れたレギュラーB/L を提出しなければなりません。

輸入者セキュリティ ファイリング(ISF-10、ISF-5) CATAIR 版: 2009 年 6 月 1 日付け実施に関する指針には下の URL から入れます。

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/automated/automated_systems/sf_transaction_sets/isf 25 catair.ctt/isf catair 102008.doc

有効な識別コード:

OB(Ocean Bill of Lading(オーシャン B/L) ~レギュラーB/L に使われる) BM(ハウス B/L)

輸入者セキュリティファイリングにおいては、B/L(船荷証券)には以下の定義が適用されます。

レギュラーB/L ~<u>元になるハウス B/L のない</u>、かつマスターではない B/L と定義されます。ISF 申告に関しては、AMS で CBS に報告される B/L で、「シンプル B/L」または「ストレート B/L」とも呼ばれます。複数のレギュラーB/L が存在する場合は、SF の 15 項目のデータを適宜繰返し使用します。

ハウス B/L~マスターB/L の下で発行する B/L と定義されます。ISF に関しては、これは AMS でCBS に報告されるハウス B/L です。複数のハウス B/L が存在する場合は、SF−15 項目を適宜繰り返し使用します。

マスターB/L~1つまたは複数の元になるハウス B/L のある B/L と定義されます。申告者が SF-15 項目で提供されるハウス B/L に代えて任意のマスターB/L での申告を選択する場合は、マスター B/L は SF-20 項目でMBという識別子を付けて報告します。SF-15 項目の場合と同様、複数のマスターB/L を報告するためには、複数の SF-20 項目が使います。

CBP は、最小レベルの B/L 番号(すなわちレギュラーのストレート/シンプル B/L またはハウス B/L) のみ要求しており、ISF 申告でマスターB/L 番号の報告は求めていません。

4. ISF の B/L 番号を変更できますか。

はい。取扱の観点から言えば、このシステムによって ISF 申告者が既存の ISF を新しい B/L 番号に更新 することが可能になります。ただし、ISF 輸入者はその ISF 申告がタイムリーに、正確に、かつ不備なく行われるよう、最終的な責任を負うことになります。

5. ISF を申告して、「番号不一致」メッセージが後についた「受理」メッセージを受信した場合はどうすればいいですか。

すべての ISF 申告は、少なくとも1つの、AMS で CBP に送られる最低レベルの B/L 番号(すなわちハウス B/L またはレギュラー/シンプル B/L)を照合しなければなりません。B/L 番号は米国向け貨物の船積み 24 時間前までに船社または AutomatedNVOCC(外航利用運送事業者)によって AMS で CBP に送信しなければならない通関マニフェスト情報の一部です。

「受理、番号不一致」の返信メッセージは、ISF は受理されたが ISF の一部として記載された B/L 番号が AMS に記録されているハウス B/L またはレギュラー/シンプル B/L 番号と一致しなかったことを意味します。番号不一致メッセージにはよく見られる原因がいくつかあります。

・ISF 申告が通関マニフェスト情報の送信より先になった。この場合、CBP は、AMS がマニフェストデータを受信し B/L 番号および B/L タイプが ISF 申告に記載された B/L 番号および B/L タイプと一致し次第、一致メッセージを送信します。

・ISF に記載された B/L 番号に印字ミスがあった。この場合、B/L 情報を提供した関係者に再度確認してください。さらに、B/L 番号が現在 AMS にあるかどうかを確認できるクエリーが ABI にあります。CBP はこのクエリーの改善に努めています。CBP は近い将来、特定の B/L に対してその B/L タイプ(すなわちハウス、レギュラー/シンプルまたはマスター)、および ISF が現在記録にあるかどうかも提供する予定です。・ISF に記載された B/L タイプが AMS の B/L タイプと一致していない。

一致メッセージを得るために代替(修正)ISF を送ることは、この種の行為は遵守実績に影響する恐れがありますので、しないでください。これらの手順をすべて確認して、ISF の一部として送られた B/L 番号がAMS の最低レベルの B/L であり、正しい B/L タイプが記載されており、かつ VOC または NVOCC がAMS にマニフェスト情報を送ったという確信がある場合は、CBP クライアント担当官に連絡して支援を求めることができます。

BONDS(ボンド)

- A. General(全般):
- 1. CBP は、2010 年 1 月 26 日にボンドを実施し、CBP のシステムにボンドエディタを設置しますか。

ボンドは現在、ほとんどの ISF 申告で義務付けられています(すなわち ISF タイプ 1、2、7、8、10)。CBPのシステムはまもなく、これらの新たな要件を実施するために特定のボンドエディタを設置する予定です。

2. 輸入者にも代理人にも継続ボンドがない場合、ISF のボンドをどのように申告しますか。実際にはどうすればうまくいくのでしょうか。ISF 申告を目的とした、ペーパーレスの単独取引ボンドはありますか。

ISF 輸入者または代理人は、ボンドを取得する必要があります。ISF 輸入者または代理人は、継続ボンド(タイプ 1、2、3 または 4)か付表 D の ISF 単独用ボンド(単独取引または継続)のどちらを取得しても

構いません。

3. 代理人にボンドの義務付けを認める場合、代理人は ISF 申告に関連して全責任を負う ISF 輸入者と みなされますか。

代理人が他の事業者の代わりに ISF 申告を送信し自らのボンドを支払う場合、当該申告に関する義務の不履行が生じると、その代理人はその自らのボンドを賠償金に充てることに同意したことになります。ただし、ISF 輸入者はその申告に不備がなく正確かつタイムリーに行われるよう、最終的な責任を負うことになります。

4. 輸入者は ISF 輸入者になるために ISF 申告単独用のボンドを取得する必要がありますか。

輸入者は ISF 輸入者になるために ISF 単独用のボンドを取得する必要はありません。

5. CBP は ISF 申告と輸入通関と別々のボンドの提出を認めますか。また、これは単独取引、継続ボンドでも同様ですか。

はい、CBP は ISF 申告と輸入通関と別々のボンドの提出を認めます。ただし、ISF 輸入者と輸入通関記録上の輸入者が同一で、ISF 申告と通関手続きが同時送信で CBP に送信される場合は(「統一申告オプション」)、当該当事者は、ISF 申告と通関手続きに同一のボンドを提出する必要があります。

6. 統一申告を(すなわち輸入通関と ISF 申告を統一して)送信する場合、輸入通関で義務付けられているボンドは、輸入通関と ISF 申告の両方をカバーするのですか。これは継続ボンドと単独取引ボンドのいずれも同じですか。この場合、責任範囲は現行と同様ですか。

はい、このボンドは両方をカバーするもので、継続ボンドと単独取引ボンド何れも同じです。責任範囲はこのルールによって変わることはありません。

7. 貨物の価格がわからない場合 ISF ボンド要件はどのように決定されるのですか。

ISF ボンドの価格は貨物の価格を基準にはしていません。

8. 暫定最終規則では、「CBP は、他の法規で定める罰則に加え、損害賠償金の賦課を通じて輸入者セキュリティ ファイリング、本船積み付けプランおよびコンテナ・ステータス・メッセージを要求する」ことが記載されています。これに関して CBP が検討している罰則タイプの例を教えてください。

(71760ページ3列目3番目のパラグラフを参照)。

違反の種類や状況に応じて、CBP が適用する罰則規則には合衆国法律集「19 U.S.C. 1595a(b)および 1436」があります。罰則評価と軽減のガイドラインは CBP 公報に公表されています。「10+2」軽減ガイドラインのコピーは、以下の CBP.gov のウエブサイトの法律公示セクションで見ることができます。

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/bulletins_decisions/bulletins_2009/vol43_07172 009_no28/43genno28.ctt/43genno28.pdf

このガイドラインは 29 ページから 41 ページに掲載されています。

9. ボンドを所有しない輸入者のために自らのボンドを使うに当たって、代理人はどのように書面上で合意を図ればよいのですか。またなぜこの合意書が必要なのですか。このような「合意書」の基本的ドラフトはありますか。この合意書は、ISF 申告の案件ごと、包括、またはいずれか申告者の自由選択のいずれで受理されるのですか(71745 ページ 3 列目 IFR 上部を参照)。

合意書は、委任状またはこれと同等の文書になり得ます。合意書では、代理人が ISF 輸入者に、ISF を目的として代理人のボンドを使用する権限をあたえることを明確にしなければなりません。 CBP はこの合意書の作成方法について介入しません。

10. 暫定最終規則は、ISF 申告者または輸入者はすべて、新規則(part 149)の順守に同意するベーシック輸入ボンドを取得しなければならないと規定しています。ISF 申告者または輸入者の多くが既存のボンドを所有している中、現行のボンドにこの文言が含まれていない場合、CBP はこの規則をどのように実施するつもりですか。ISF 申告者または輸入者がこの変更を反映するためにボンド付帯条項(付随契約)を用意する必要があるものと CBP はいっているのですか。この新しいボンド要件の順守を CBP はどのようにしてモニターするのですか。

現行のアクティビティ 1、2、3、4 のボンドにはすべてこの文言が含まれています。付帯条項(付随契約)は不要です。

11. タイプ 1、2、3、4(19 CFR § § 113.62, 113.63, 113.64, & 113.73)のボンド規定の追加規定では、ISF 申告要件に不履行があった場合、違反 1 回当たり 5 千ドルの損害賠償金を請求すると規定しています。 ただし、ISF 単独用継続ボンド(付表 D ボンド)は、「CBP の請求に基づき、法律または規則」が規定する金額を支払うものと定めています。この規定が他の規定と異なるのはなぜですか。ISF 継続ボンドに対する要求を主張する場合、CBP が引用するのはどの法律 / 規則ですか。

賠償額を決定する法規則が変わっても、ボンド条項を修正する必要がないため、付表 D は文言が異なります。19CFR § § 113.62, 113.63, 113.64 および 113.73 の ISF 違反に関する損害賠償金の規定が適用されます。暫定最終規則の 71781 ページを参照してください。

12. ISFを2回申告し、1 件は正しく行われたのに、もう 1 件は正しく行われなかったとすると、損害賠償金をどう課されることになりますか。

正しく行われなかった申告については違反となります。損害賠償金が課されるかどうかは、裁量の余地があります。

13. 急激に相当量の累積債務が発生する可能性がある場合、CBPでは ISF 申告が正しく行われるよう 通関業者がボンドを発行するのを禁止または制限することを考えていますか。

現在、そのような禁止事項または制限を課す予定はありません。

14. 輸入者がボンドを取得していない場合、申告者は自社ボンドを使用しなければなりませんか。

はい、申告者もボンドを使用することができます(19 CFR 149.5(b)を参照)。

15. ISF ルールの中で規則の変更に対応するため輸入者ボンドの付帯条項が必要になりますか。

いいえ、その必要はありません。本ルールは、ISF 申告要件を満たす義務を含めるために、アクティビティ・コード 1(ベーシック輸入)、2(保管/管理)、3(国際キャリア)、4(外国貿易地域オペレーター)のボンドに関する諸条件を改正しています。これらのボンドについての付帯条項は必要ありません。

16. ISF 違反に関する損害賠償金の時効を教えて下さい。CBP はこれを輸入通関に関するボンド義務と一致させる(すなわち 1 年)ことを考えていますか。

合衆国法律集「28 U.S.C. § 2415」によれば、ISF 損害賠償金の時効はボンド違反の日から6年です。 CBPは ISF 要件を執行する権限を制限することはしません。

B. Continuous Bonds (継続ボンド):

タイプ 1、2、3、4(19 CFR § § 113.62, 113.63, 113.64, & 113.73(CBP Form 301))

1. ISF 申告の際、現行の継続ボンドで十分ですか。

はい、有効なアクティビティ 1、2、3 または 4 の継続ボンドを保有していれば問題ありません。

2. 管理ボンド(Type 2)は ISF 要件すべてに使用できますか。

はい、使用できます。

3. FTZ(外国貿易地域)に入港しない貨物の ISF 申告に FTZ ボンドを使用できますか。

はい、できます。

C. Single Transaction Bonds (単独取引ボンド):

タイプ 1、2、3、4(19 CFR § § 113.62, 113.63, 113.64, & 113.73(CBP Form 301))

1. 単独取引ボンド(CBP Form 301)は、単独 ISF ボンドとして使えますか。

いいえ、使えません。CBP Form 301 に基づいて提出される単独取引ボンドは、輸入通関や関税の支払などを保証します。付表 D の ISF 単独用ボンドだけが、ISF 単独の単独取引ボンドとして使えます。

2. 単独取引ボンド(CBP Form 301)は、統一申告をする場合に使えますか。

はい、使えます。ただし、単独取引ボンド(CBP Form 301)は統一申告に関してのみしか使えません。この場合、単独取引ボンドは ISF 申告と輸入通関の両方の要件をカバーするために使われます。さらに、単独取引ボンド(CBP Form 301)は、ISF 輸入者が輸入通関記録上の輸入者と同じである場合にのみ使うことができます。

3. 輸入通関のための単独取引ボンドでは CBP への紙の書式での提出を義務付けていますが、CBP Form 301 に基づいて提出される統一通関のための単独取引ボンドは、どのようにして電子申告の ISF 申告に 適合させるのですか。単独取引ボンドが実際に提出されていることを CBP に通知するプロセスはどのよう なものですか。

ISF の統一申告では、CBP Form 301 を用いた単独取引ボンドの使用だけが認められています。単独取引ボンドが使用される場合、ISF 輸入者は、アクティビティ・タイプ 01(ベーシック輸入)、ボンド・タイプ 9 (単独取引)、担保コードおよびボンド参照番号を特定することによって、単独取引ボンドの使用を ISF に示さなければなりません。ボンド参照番号は CBP Form 301 に記載されている固有のシリアルナンバーで、保証会社が追跡のために使います。これは「CBP 記入欄」にある「CBP によって割り当てられたボンド番号」とは異なりますので、注意が必要です。

さらに、この固有の ISF 取引番号は、統一申告のために CBP に紙の書式を提出する際に、CBP Form 3461「統一申告で CBP」のフィールド 29 に記入しなければなりません。これによって、その単独取引ボンドが ISF と通関の両方をカバーすることを CBP に注意喚起します。

4. 統一申告を確保する単独取引ボンドについては、責任範囲はどのように決められるのですか。

CBP は関係業界団体と協議を行ったうえで、ガイダンスを発表します。

- D. Appendix D Stand-Alone ISF Bonds (付表 D 単独 ISF ボンド):
- 1. 新しい付表 D のボンドの最終草案はいつになる予定ですか。

新しい「付表 D」のボンドは、12/24/09 連邦官報で発表しました。

2. 付表 D ボンドは主として単独通関ボンドの輸入者が使うことを予想しているのですか(私たちはそう推測しています)。また、ボンド所有者が自分のベーシック輸入ボンドが ISF ボンド要件をカバーするのに不十分な場合にも付表 D ボンドを使うのですか、それとも継続ボンド所有者は自分の継続アクティビティ・コード1/2/3/4 ボンドを増やさなければならないのですか。

付表 D ボンドは単独または継続ボンドとして使うことができます。このボンドの責任範囲はこのルールによって変わってはいません。

3. CBP は、付表 D 単独ボンドに関して新しいボンドアクティビティ・コードを作るのですか。

はい、付表 D ISF ボンドはアクティビティ・コード「16」と指定される予定です。

4. 付表 D 単独 ISF 単独取引ボンドについては、責任範囲はどう決められるのですか。

付表 D 単独 ISF ボンドの保証価格は 10.000 ドルの予定です。

5. 付表 D 単独 ISF 継続ボンドについては、責任範囲はどう決められるのですか。

付表 D 継続ボンドの最低保証価格は 50,000 ドルに設定されました。

6. CBP はどのような状況のときに、アクティビティ・コード 1、2、3、4 の継続ボンドまたは単独取引ボンドの代わりに、新しい付表 D ISF 単独用継続ボンドを要求したり受理したりするのですか。

事業者にアクティビティ・コード1、2、3 または 4(19CFR § § 113.62、113.63、113.64 または 113.73)のボンドがあれば、ボンド要件に関してはそれ以上の要件はありません。ISF 情報の送信条件についてボンド要件を満たしていることになります。CBP 様式 CF-301 のボンドに上記いずれかのアクティビティ・コードのボンドとするか、ISF単独のボンドとするかの取得判断は、ボンドの本人と保証人の間でなされます。CBP はどちらでも受け付けます。

7. ISF 輸入者または代理人は、どのようにして付表 D ISF 単独用**単独取引**ボンドのコピーを CBP に提出」 すべきですか。 CBP は、受理された ISF 申告の受け取りから 12 時間以内に、付表 D ISF 単独用単独取引ボンドの電子コピーを作成し CBP に送信することを義務付けています。

ステップ 1:ISF 輸入者はまたはその代理人は、ボンドアクティビティ・コード 16、ボンド・タイプ 9(単独取引)、有効な担保コードおよびボンド参照番号を特定することによって、付表 D ISF 単独用単独取引ボンドの使用を ISF 上に示さなければなりません。ボンド参照番号は、保証会社が追跡するための、保証人が発行しボンドに記載される固有のシリアルナンバーです。この番号によって、CBP は複数の取引に関して同じボンドを 2 回受け取らないようにすることができます。

ステップ 2: CBP が ISF を受け取り、受理した後、ISF 申告者は固有の ISF トランザクション番号を CBP から受け取ります。ISF 輸入者またはその代理人は、この ISF トランザクション番号の読みやすい写し(たとえばフォントサイズ 12 でタイプされたものなど)を、付表 D ISF 単独用ボンドに付加しなければなりません。

ステップ 3: 固有の ISF トランザクション番号を含むボンドの電子コピーを PDF ファイルまたは TIF ファイルで作成し、固有の ISF トランザクション番号を受け取ってから 12 時間以内に ISF_Bond@cbp.dhs.gov メールボックス宛に E メールで送らなければなりません。

注意:この E メールの件名は「ISF」で始め、次にその固有 ISF トランザクション番号を付さなければなりません(かつその固有 ISF トランザクション番号のみ)。1 回の送信につき1つのポンドしか送れません。

8. ISF 輸入者または代理人は、どのようにして付表 D ISF 単独用継続ボンドのコピーを CBP に提供しなければなりませんか。

付表 D ISF 単独用継続ボンドは、ISF 申告に先立って、CBP の会計局に提出し承認されなければなりません。承認されると、CBP は自動貿易流通システム(ACS)内にこのボンド情報を記録し、固有のボンド ID 番号を発行します。

ISF 申告の際、ISF 輸入者またはその代理人は、ボンドアクティビティ・コード 16、ボンド・タイプ 8(継続) およびそのボンドがそれに対して記録された輸入者 ID 番号を特定することによって、ISF 上に付表 D ISF 単独用継続ボンドの使用を示さなければなりません。

E. Exemptions(免除):

1. 現在、略式通関を利用しておりボンドを使う必要がありません。ISF 申告に関して、CBP はボンド要件に 免除規定を設けていますか。

暫定最終規則ではボンド要件の免除規定を設けていません。

ただし、方針として、特定のタイプの ISF のコード化されたトランザクションについては、ISF 申告要件をカバーするボンドを義務付けません。以下の ISF のコード化されたトランザクションについては、ボンド要件が免除されてきました。

タイプ 3「日用品/携帯品」 タイプ 4「政府・軍用貨物」 タイプ 5「外交官用貨物」 タイプ 6「カルネ」 タイプ 9「国際郵便」

(Coded transactions「コード化されたトランザクション」も参照してください)

BULK and BREAK BULK(バルク貨物およびブレーク・バルク貨物)

(Exemptions「免除」も参照してください)

1. 現行の規則では、バルク貨物および一部のブレーク・バルク貨物(木材、鋼材など)については、24 時間 ルールの報告要件が免除されています。これらの品目は新しい「10+2」ルールの下でも免除の対象となり ますか。

バルク貨物は ISF 申告、本船積載計画、および CSM(コンテナ・ステータス・メッセージ)の要件の対象から外されます。

ブレーク・バルク貨物は、本船積み付けプランおよび CSM の要件は免除されますが、ISF 申告は必要です。

輸入者セキュリティ申告ルールの適用上、バルク貨物について以下の定義が使われます。

船倉に、箱、ベール、袋、樽などの容器に梱包されずにバラバラに積載される均質の貨物。こうした 貨物はまた、ばら積み貨物とも呼ばれます。具体的には、バルク貨物は以下のいずれかで成り立って います。(A)油、穀物、石炭、鉱石など、傾斜路を通じて積み込んだり流したり、あるいはダンプで投 入できる流動物、または(B)バルク貨物として固体で積み上げられ、船積みおよび荷揚げ時に機械 によるトランザクションいが必要な均一の貨物。

税関・国境取締局(CBP)、貨物・輸送安全課(CCS)は、以下のバルク貨物として分類できる商品および商品タイプのリストを決定しました。バルクとして分類されるためには、貨物はコンテナに入れず、船舶に積み込まれる際に容易に識別できなければなりません。以下の商品を束ねることができる

のは、貨物を固定する目的に限られます。このリストは適宜、CBPによって変更および更新されることがあります。

- ・スチールおよびその他の金属のコイル
- ・スチールレイルおよびその他の金属のレール
- ・スチールおよびその他の金属の線材 (コイル化したもの、またはフラットなもの)
- ・金属インゴット(貴金属またはその他)
- ・スチールまたはその他の金属の丸棒
- ・(金属の)異形鋼棒/鉄筋
- (金属の)板材
- (金属の)ビレット
- ・(金属の)スラブ
- ・(金属の)パイプ
- ・(金属の)ビーム
- (金属の)管/管類
- ・(金属の)アングル、シェイプおよびセクション
- ・(金属の)シート
- ・エキスパンドメタル
- ・(金属の)平棒
- ・(金属の)より線
- ・(包装材ではなく)商品としての挽木材
- ・(包装材ではなく)商品としての厚紙/繊維板/合板
- ・(包装材ではない、木材パルプ、新聞印刷用紙、ロール紙などの)商品としての紙製品
- ・箱、袋または容器詰めされておらず、冷凍ではなく、他の種類のバルク貨物と同様に荷積みされた、
- 一定の生鮮品(海産物および農産物を含む)
- ・ブルーム(金属ビレットと類似)
- ・シート(波型のこともある)状に限った陽極シートおよび陰極シート
- 2. 現行のルールでは、バルクおよび一定のブレーク・バルク貨物(ほとんどの木材製品および鉄鋼製品など) は 24 時間マニフェスト・ルールの 24 時間タイミング要件を免除されます。これらの貨物は新しいルールでもやはり免除されるのですか。

24 時間ルールのタイミングの要件を免除されたブレーク・バルク貨物については、ISF 申告のタイミングの要件が自動的に免除されます。 24 時間ルールのタイミングの要件を免除されたブレーク・バルク貨物の ISF 申告の場合、到着 24 時間前に申告しなければなりません。

船社だけは、ブレーク・バルク貨物について 24 時間マニフェスト・ルールの免除を申請し、免除を受けられることがあります。以下のリンクでバルク貨物およびブレーク・バルク貨物の定義を含む 24 時間マニフェス

ト・ルールについての最新情報を確認してください。

 $\frac{\text{http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/trade_outreach/advance_info/vessel_faq.ctt/vessel_faq.doc}{\text{ssel_faq.doc}}$

免除を申請する望ましい方法は、電子メールです。申請は以下に宛てて提出できます。

24hour.exemptions@dhs.gov

免除の申請は米国税関・国境取締局、貨物・輸送安全課、第 2-2A 室、NTCC 気付(1300 Pennsylvania Avenue, NW, Washington, D. C. 20229)宛に郵送することもできます。

一般に、免除手続が完了するには約 2-3 週間かかります。

免除を検討してもらうためには、以下の情報を提供しなければなりません(19 CFR 4.7(b)(4)(ii)(A)による)。 船社の IRS 番号、発信元、出荷される商品の包装の見分け方および手法、国内外の寄港地、その船社がブレーク・バルク貨物の輸送に使う船舶数および船名と国際海事機関(International Maritime Organizetion)番号、ならびにその船社の輸入者および荷主についてのだれが C-TRAT(Customs-Trade Partnership AgainstTerrorism)のメンバーかがわかるようなリスト。CBP は 19 CFR 4.7 (b) (4)の 遵守を確認するため、および必要な国家安全保障のリスク分析のために必要かつ適切であると思われる 追加情報を要求する権利を留保します。

注意:コンテナに積み込まれた貨物は、いわゆる"ship's convenience"と言われるコンテナも含めて、すべて一般貨物とみなされます。こうしたコンテナ詰めされた貨物はマニフェストの報告義務を免除されることはありません。たとえば、バレット詰めのバナナで(バラ積みではなく、また直接船倉に積み込まれたものでもない)出荷用コンテナに積み込まれたものは、コンテナ貨物として取り扱われ、船積み 24 時間前までに情報を提出することが義務付けられます。

3. ロールオン・ロールオフ(ローロー) 貨物は ISF が義務付けられますか。

はい。ローロー貨物はブレーク・バルク貨物とみなされ、したがって ISF が必要です。

4. ブレーク・バルク貨物、特にチリ産の輸入品についての質問です。当社はブレーク・バルク船で輸入する果物を取り扱っていますが、いつも船倉が満杯です。そこで、積みきれない果物は船の都合"ship's convenience で積載され、デッキに括り付けられます。"(つまり輸入者はコンテナを予約していませんが、船会社がコンテナに果物を積載するということです。)コンテナ(ブレーク・バルク船に積まれている)の果物は、船積み 24 時間前の規定の対象外となるブレーク・バルク貨物と見なされますか。あるいは船積み 24 時間ルールに従うコンテナ積載貨物とみなされるのですか。

コンテナに入れられた貨物は、"ship's convenience"であってもコンテナ積載の貨物なので ISF 申告が必要です。 これは"ship's convenience"で保管される貨物に関する 2002 年通商法に基づく CBP の24 時間ルール(事前貨物申告要件)に一致します。下記のサイトを参照してください。

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/trade_outreach/advance_info/vessel_faq.ctt/vessel_faq.doc.

5. この新規則は、液体貨物(主に原油)の輸送および米国港への輸入、または米国の指定地域での沖合の揚荷(offshore unlading)にも適用されるものでしょうか。またはコンテナ積載貨物だけに適用されるのですか。

バルク貨物(ドライバルク/リキッドバルク)はルール制定の範囲外です。

CARNETS(カルネ)

1. カルネに基づくコンテナ輸入貨物が HTS 番号(関税分類番号)ではどう取り扱われるのでしょうか。カルネに基づく船積み貨物はカルネの一部である General List(総目録)に明記する必要がありますが、HTS 番号の適用は要求されていません。最終規則が最終的に実施されると、カルネ貨物は船積み前の分類を求められますか。

カルネ貨物は、6桁のHTS番号を含めてISF申告要件の適用から除外されません。

2. カルネ貨物についてのトランザクションタイプのコード化とはどのようなものでしょうか。カルネにはボンドが必要でしょうか。

この種のトランザクションにはボンドは必要ありません。

カルネは ISF 申告の「タイプ 06」を使って取り扱うことができます。CBP では、ほとんどの場合、米国に本拠を持つ代理人が実際の ISF 輸入者を代理して ISF 輸入者として行動すると予測しています。

たとえば:

ISF タイプ「06」カルネ申告ガイドライン

ISF Filer(ISF 申告者): ABI または AMS 申告者コード

ISF Type(ISF 申告タイプ): 06「カルネ」

Carnet Issuing Country (カルネ発行国): ISO 国コード(例:米国)

Carnet Number(カルネ番号): 米国では必須(米国以外はオプショナル)

ISF Importer(ISF 輸入者): 代理人または輸入者 IRS 番号、CAN 番号、SSN

JMC 日本機械輸出組合仮訳

ISF Bond Holder (ISF ボンド所有者): 必要なし

方針により免除

Bill of Lading Numbers(s)(船荷証券番号):

SCAC/船荷証券(B/L)番号(AMS に記録される 最小の B/L)

1. Importer of Record #(輸入者記録番号): 代理人または輸入者

IRS 番号、CAN 番号、SSN(CBP は IRS 番号、 CAN 番号、SSN 番号の代わりにパスポート番号を使 うことは**認めていません**。

2. Consignee # (荷受人番号): 「US Rock Band」

IRS 番号、CAN 番号、SSN またはパスポート番号、発行国、生年月日

3. Buyer(Owner)(購入者(所有者)):「US Rock Band

名称および住所 または(CBP Form 5106 を通じて)既に CBS に記録 されている IRS 番号または SSN

4. Seller(Owner)(販売者(所有者)):「US Rock BandJ

名称および住所

または(CBP Form 5106 を通じて)既に CBS に記録 されている IRS 番号または SSN

5. Ship to Parties(配送先):

米国で訪問する場所の名称および住所、例:「ラスベ ガス、カジノ」

TUS Rock Band I

6. Manufacturer(Supplier)(製造者(サプライヤー)): 商品を所有する会社の名称および外国での最終の 住所

7. Country of Origin(原産国):

このカルネに基づいてそれまでに訪問したすべての国の ISO J−F

8. HTS Codes(HTS コード):

商品の一般的特性を記述した6桁の一般的なHTS 番号

移動劇場および展示会については、HTS US コード 95089000「メリーゴーランド、ボート型ぶらんこ、シュー ティングギャラリーおよびその他のアトラクション、移動劇 場、ならびにその部品および付属品」、および 90230000「展示用に考案された機器、装置および模 型で、他の用途には適さないもの、ならびにその部品

および付属品」が受理されます。

ロックバンドについては、9208900040「楽器 NSPF」を

使ってください。

9. Consolidator(Stuffer)(混載業者(詰め込み業 者)):

通常要件に従ってください。

10. Container Stuffing Location(コンテナ詰め場所): 通常要件に従ってください。

CLIENT REPRESENTATIVES (CBP) (クライアント担当官)

1. システムに障害が生じた場合 CBP のどこに連絡したらよいですか。

質問がある場合またはトラブルが生じた場合、申告者は指定された CBP クライアント担当官に連絡してください。まだ担当官が指定されていない場合は、CBP クライアント担当官の代表電話番号に電話してください(571-468-5500)。

CODED TRANSACTIONS (コード化したトランザクション)

CBP は、9 種類の異なった ISF-10 トランザクションタイプを受理できるシステムをプログラミングしました。必要に応じてさらに種類が追加される予定です(たとえば OCS 貨物用のタイプ 10 など)。

01	Standard(標準)	このトランザクションタイプが商業貨物の大半をカバーします。
02	Ship To(配送先)	まだ米国での購入者に売却されてない貨物に使います。主として一次産品(たとえば、コーヒー豆、ココアなど)に使われます。
03	HHG/PE(日用品·携帯品)	すべての日用品および携帯品貨物に使われます。これには、帰国する軍人やその他の政府職員、およびその家族の荷物も含まれます。 ボンドは不要です。
04	Gov't & Military(政府·軍用貨物)	政府または軍の実際の貨物にのみ使われ、個々の政府職員の携帯品や日用品には使われません。ボンドは不要です。
05	Diplomatic (外交官用貨物)	外交特権を与えられた外国機関によってのみ使われます。帰国する 米国外交官は、このトランザクションタイプを使う権利がありません。 ボンドは不要です。
06	Carnet (カルネ)	カルネに基づいて到着する貨物をカバーします。ボンドは不要です。
07	U.S. Goods(米国製品)	返送される米国貨物のみを含む貨物専用です。
08	FTZ Goods(FTZ 貨物)	FTZ(外国貿易地域)に向かう貨物専用です。

- 09 International Mail(国際郵便) USPS 郵便貨物専用です。ボンドは不要です。
- 10 OCS Shipments(外縁大陸棚貨物) 米国の外縁大陸棚地点から、または米国の外縁大陸棚地点で航行している船舶(たとえば掘削船、クレーン船、地震探査船など)から到着する貨物専用です。
- A. Regular Shipments (ISF Type 01)(通常貨物(ISF タイプ 01)):
- 1. セキュリティ ファイリングには複数の「タイプ」があると思いますが、どのタイプを利用したらいいのですか。

当該輸入通関のタイプによって異なります。最も一般的なトランザクションタイプは、消費税申告 (consumption entry)を目的とする「タイプ 01」ですが、米国到着前に販売されることが予想される貨物は、「指図式(to order)申告」とも呼ばれる「タイプ 02」に基づいて申告されなければなりません。

- B. To Order Shipments (ISF Type 02)(指図式貨物(ISF タイプ 02)):
- 1. 洋上で売買される貨物をどう取り扱いますか。

輸送中に貨物を売買した場合、ISF 申告を更新する必要があります。少なくとも ISF 輸入者は CBP に商品が販売されたことを通知し、申告者は購入者(所有者)フィールドおよびその他わかる範囲でフィールドを更新する必要があります。ISF 輸入者は ISF 申告のタイミングと正確さについては引き続き責任を負います。

- C. Household Goods and Personal Effects (Informal Shipments)) (ISF タイプ 03) (日用品および携帯品(非公式貨物))(ISF タイプ 03):
- 1. 日用品や携帯品の貨物の取り扱い方についてもっと詳しく説明してください。私は月に何百件もこういった 貨物を扱っている代理店です。通常、これらの貨物は 1 本の B/L で同じコンテナに相積(Co-load)され ます。「荷受人番号」フィールドにクライアント情報を記載すれば、「輸入者記録番号」に自分の IRS 番 号を記載してもかまいませんか。

日用品および携帯品は、トランザクションタイプ・コードの「タイプ 03」で申告できます。ご質問の場合、実際の荷受人すべてが ISF 申告の中で正しく識別される限り、代理人が ISF 輸入者となり、代理人自身の輸入者記録番号を記載することができます。

このタイプの申告は、帰国する米国軍人やその他の米国政府機関職員およびその家族の日用品および携帯品貨物に関しても使われることにご注意ください。海外で外交官として勤務している米国市民も、このタイプの要件を満たさなければなりません。(<u>Diplomatic Shipments「外交官用貨物」</u>も参照してくださ JMC 日本機械輸出組合仮訳

「タイプ 03HHG/PE」コードのトランザクションは、個人的に使用する自動車に使うことはできますか。

はい、できます。自動車またはオートバイについては、8703.21(自動車)および 8711.30(オートバイ)など 87 類にある HTS を使ってください。

最近の海外旅行でいくつか大きなみやげ物を購入しましたが、自分が乗る飛行機に乗せられませんでし た。購入したブロンズの彫刻は自分が個人的に使うためのもので、転売はしません。この種の非商業的貨 物については「タイプ 03」の ISF を提出できますか。

はい、できます。「タイプ 03」の ISF はこの種の非商業的貨物に使うことができます。

ISF タイプ「03」日用品・携帯品申告ガイドライン

ISF Filer(ISF 申告者): ABI または AMS 申告者コード

ISF Type(ISF 申告タイプ): 03「日用品・携帯品」

ISF Importer(ISF 輸入者):代理人または輸入者 IRS 番号 95-XXXXXXXXXXX

ISF Bond Holder(ISF ボンド所有者): 方針により免除

SCAC/船荷証券(B/L)番号(AMS に記録される Bill of Lading Numbers(s)(船荷証券番号):

最小の B/L)

1. Importer of Record #(輸入者記録番号):

代理人または輸入者 ている場合は IRS 番号、CAN 番号、SSN

またはパスポート番号、発行国、生年月日

(CBP Form 5106 を使って)既に CBP に記録され

2. Consignee # for John Smith (John Smith の荷受 SSN XXX-XX-XXXX

人番号)

またはパスポート番号、発行国、生年月日

Consignee # for Jane Smith (Jane Smith の荷受 SSN YYY-YY-YYYY

人番号)

またはパスポート番号、発行国、生年月日

Consignee # for Jan Doe (Jan Doe の荷受人番

SSN ZZ-ZZ-ZZZZ

またはパスポート番号、発行国、生年月日

3. Buyer(Owner)(購入者(所有者)): 所有者の名前および米国での新しい住所

または(CBP Form 5106 を通じて)既に CBP に記

録されている場合は IRS 番号または SSN

4. Seller(Owner)(販売者(所有者)): 所有者の名前および外国での最終の住所

5. Ship to Parties(配送先): 通常、輸入者の米国での新しい住所

6. Manufacturer(Supplier)(製造者(サプライヤー)): 所有者の外国での最終の住所

7. Country of Origin(原産国): 所有者の外国での最終の住所に基づく国コード

8. HTS Codes(HTSコード): 商品の一般的特性を記述した 6 桁の一般的な

HTS 番号

日用品および携帯品については、9804.00

米国政府の広範な任務の職員および家族または避

難民の携帯品については、9805.00

9. Consolidator(Stuffer)(混載業者(詰め込み業 通常要件に従ってください。

者)):

10. Container Stuffing Location(コンテナ詰め場所): 通常要件に従ってください。

D. Government and Military(政府•軍用貨物):

E. Diplomatic (外交官用貨物): 「外交官用貨物」を参照

F. Carnets (カルネ): 「カルネ」を参照

G. U. S. Goods Returned(返送される米国貨物): 「返送される米国貨物」を参照

H. FTZ Shipments (FTZ 貨物)

I. International Mail Shipments (国際郵便貨物)

J. Outer Continental Shelf (OCS) Shipments (外縁大陸棚貨物) : 「外縁大陸棚(OCS)」を参照

CONFIDENTIALITY(機密保持)

1. 新たに提出するデータは、キャリアの「マニフェスト(積荷目録)」の一部と見なされ、公文書となりますか。

CBP には、ISF 情報の機密保持を要求するための様式がありますか。

ISF 情報はキャリアのマニフェスト(積荷目録)の一部とは見なされません。19CFR 103.31a によると、到着船舶貨物について電子システムで CBP に提出された輸入者セキュリティ ファイリングの情報は、§ 103.12(d)に基づき開示の対象外です。ただし CBP が § 103.5 に基づき当該記録について特別な要請を受け、情報の所有者がその情報の公開を書面で合意すればこの限りではありません。(power of attorney(委任状)のセクションも参照してください)。

2. 輸入者は船社のデータにアクセスすることができますか(CSMと本船積み付けプラン)。 いいえ、できません。

CONTACT INFORMATION (CBP)(窓口案内)

1. この新しいプロセスの中で、CBP は貿易関係者に対してどのようなサポートを行いますか。一般的な問合せを受ける電話番号は用意していますか。

CBP は幅広いアウトリーチ活動や Web サイト(CBP.gov)への情報掲載を通じて、貿易関係者をサポートします。

また、ナショナル・アカウント・マネージャやクライアント担当官も貿易関係者をサポートします。新しい規則の適用全般については、Security_Filing_General@cbp.dhs.govのメールボックスで CBP に問い合わせることができます。将来のトランザクションに関しての特定の事情や状況に関する質問は、CBP 規制 Part 177 に基づき判断を仰ぐことになります。

CONTAINER STATUS MESSAGES (CSM) コンテナ・ステータス・メッセージ(CSM)

1. 修理コンテナの行き先が最終的に米国行きであることをCBPはどのように把握するのですか。どの報告要件に対応すればよいのですか。修理にあたっては、予約時にコンテナを手配する場合に、CSM だけを申告すればよいのですか。

コンテナが米国の港湾領域に入るかどうかの判断は船社が決定するところです。

CRUISE VESSELS and ISF(旅客船とISF 申告)

1. 客船に積まれる非バルク貨物にも ISF 申告が必要ですか。

積荷目録(CBP Form 1302)の申告を求められる客船は、当該貨物について ISF 申告が必要です。ただし、船舶の設備(備品)について ISF は申告不要です。

2. 客船について、本船積み付けプランを申告しなければなりませんか。

コンテナを積載する場合は本船積み付けプランを申告しなければなりません。

3. IE(Immediate Exportation)の船用品(VSIE)はどのように取り扱われるのですか。たとえば、米国の FTZ で保管される酒類、出港する船舶に積み込まれる土壌などです。

CBP 開港間、または OCS 施設を含む米国関税区内の他の場所に輸送される国内貨物(米国産、あるいは外国産だが正式に輸入されたもののいずれでも)は、修理または緊急作業を目的とする貨物を含め、ISF 申告要件の対象にはなりません。

DATA ELEMENTS (GENERAL)(データ項目(一般))

1. <u>リピートデータ</u>: 多くのトランザクションを行う中で、あるデータ項目が、これとは別のデータ項目と同じになる場合があります。たとえば、「売り手(所有者)の名前と住所」は「製造者(サプライヤー)の名前と住所」と同じになるかもしれません。同様に、「買い手(所有者)の名前と住所」は「輸入者記録番号」と同じデータになるかもしれません。データ要素が同じ場合、同一情報を繰り返してもよいのですか。

はい。その情報が間違いなく同じであれば何度でも入力して、ISF入力項目を埋めることができます。

DATA ELEMENTS (SPECIFIC)(データ項目(個別))

- A. Importer of Record Number (輸入者記録番号):
- 1. 輸入者記録番号に CBP の割り当て番号を使用することができますか。

はい。輸入に伴う税の支払いや法規制の遵守に責任を有する事業者は米国歳入庁(IRS)番号、雇用 主証明番号(EIN)、社会保障番号(SSN)または CBP 割り当て番号を記入しなければなりません。ただ し、荷受人番号は、貨物の配送先である米国の個人または企業の IRS 番号、EIN、SSN または CBP 割り当て番号になります。

2. 米国の社会保障番号のない事業者が日用品を輸送する場合はどのような ID 番号を申告しますか。

この場合は、パスポート番号、パスポート発行国、生年月日で認められます。

3. 海外の事業者は「輸入者記録番号」の輸入者として認められますか。

はい。ただし、米国の事業者を荷受人番号の要素(項目)に記入する必要があります。

- B. Consignee Number(荷受人番号):
- 1. 日用雑貨を扱う申告者で米国の社会保障番号のない場合は、どのような ID 番号が要求されますか。

この場合は、パスポート番号、パスポート発行国、生年月日で認められます。

2. ISF の 10 項目のデータ申告には荷受人番号が必要です。ISF 実施に関する指針によれば統一通関の場合、EI-10 申告には Consignee(荷受人)ではなく Ultimate Consignee (最終荷受人)を記入するとなっています。Ultimate Consignee(最終荷受人)と Consignee(荷受人)は同じですか。

はい。この場合は、Ultimate Consignee(最終荷受人)とConsignee(荷受人)は同じです。

- C. Ship To Party(配送先):
- 1. 複数の場所でコンテナを開梱する場合(米国到着後に複数場所でコンテナの荷揚げする場合)、10+2 ルールでは輸送先すべての場所を記載しなければなりませんか。ご存知のように、1 つの会社でも複数の 支店があります。つまり、IOR を示す B/L が 1 つで、その IOR の下に複数の支店があります。CBP には、配送先についてどちらを申告すればいいですか。最初の配送先ですか、それともすべての配送先ですか。

新しい 19 CFR 149.3(a)(6)によると、貨物が税関の管理からリリースされた後、最初の貨物の受け取り先の名称と住所を申告しなければならないとなっています。ISF 輸入者は 2 番目以降の配送先は申告しなくても構いませんが、申告しても問題ありません。

2. 所有企業の関連企業に運営される配送施設に搬入する場合、記入すべき"Ship to Party"(輸送先/販売先)はどちらを記入することになるのですか。

新しい 19 CFR 149.3(a)(6)に基づき、税関の管理から貨物がリリースされた後、最初の貨物の受け取り 先の名称と住所を提示するする必要があります。その施設を単に所有する企業ではなく、物理的に貨物 を受け取る企業を記入しなければなりません。

- 3. データ項目"ship-to name and address"(配送先の名称と住所)について説明してください。具体的な事例を示してもらえれば助かります。貨物が<u>税関の管理からリリースされた後</u>、実際に貨物を受け取る最初の配送先の名称と住所の提示を求められています。 次の場合どうなるか教えて下さい。
 - a. FCL 貨物は陸揚げ港に到着前に通関します。通関後の貨物は税関の管理下にはないため、ターミ

ナル/埠頭が配送先になるのですか。ISF 申告者はどのようにして船積み 24 時間前にこの情報を把握できるのですか。

この場合、ターミナルは税関の管理下から搬出後に実際の荷物を受け取る最初の配送先にはなりません。ISF 申告の時点では、実際に荷物を受け取る予定の事業者を記載します。

b. FCL 貨物は鉄道で内陸保税蔵置場に保税輸送されます。インランドポートでの通関手続き後、コンテナは最終の荷受人に送られます。貨物が埠頭を離れた後に貨物を受け取るのが鉄道の場合は、配送先は鉄道になるのですか。あるいは通関手続き後最初に貨物を受け取る最終荷受人が配送先になりますか。

保税運送キャリアは配送先にはなりえません。この場合、最終荷受人自体が配送先となります。

c. FCL 貨物または LCL 貨物は、PTT で CFS 倉庫へ輸送され、その後配送のためトラックに積み替えられます。 その貨物は CFS で通関手続きをします。この場合、配送先は CFS になりますか、あるいは最終荷受人となりますか。

貨物が税関の管理下からリリースされた後に実際に貨物が納入される最初の配送先を通知する必要があります。この場合 CBP には、実際に貨物を受け取る最終荷受人の住所を申告しなければなりません。

- D. Manufacturer (Supplier) Name/Address (製造者 (サプライヤー) の名称/住所):
- 1. 当社は、何千もの部品をコンテナで輸入しています。これらの部品の製造者は何百社にも及ぶと思いますが、関連会社が購入し、当社に販売されています。これらの部品は輸入前には入り混じっている場合があります。ISF を申告するにあたって、当社が部品を買っているのはこの関連会社なので、製造者(サプライヤー)としてはこの関連会社の情報を申告することでよいですか。それともすべての製造者をそれぞれ記載しなければなりませんか。

当該製品を供給するサプライヤーが ISF 輸入者とは別の法人であれば、その企業を記入することができます。両者が同じ事業者の場合は、当該製品の製造、組み立て、生産、育成を最終的に行った事業者、または ISF 輸入者に完成品を供給した事業者を記入しなければなりません。通常、CBP Form 3461 に書かれた製造者であれば ISF 要件を満たします。

2. 10+2 ISF 申告の際、製造者と<u>サプライヤー</u>両方<u>の情報</u>を送信する必要があるのか教えてください。あるいはサプライヤーのデータがあれば十分ですか。

当該商品を最終的に製造、組立て、生産、育成を行った事業者、または輸出国において完成品となっ

た製品を供給する事業者の名称と住所を提供する必要があります。ただし、実際の製造者がわかっている場合はその情報をCBPに提出してください。

3. 製造者(サプライヤー)は米国企業でもかまいませんか。

最終的に製造、組立て、生産、栽培(または供給)を行った事業者が米国企業であれば、製造者(サプライヤー)は米国の企業になります。

- E. Country of Origin(原産国):
- 1. ある製品の部品は、完成品製造を行う国とは別に国々で製造されている場合、どの国が原産国になるのですか。

通常、CBP Form 3461 に記載される輸入製品の原産国であれば ISF 要件を満たします。

2. 原産国データは、各 HTSUS 番号にリンクさせなければなりませんか、それとも部品番号ごとにデータを電子的に入力するだけでいいのでしょうか。

製造者(サプライヤー)、原産国、および貨物 HTSUS 番号は、品目別に互いにリンクさせる必要があります。このリンクは CBP Form 3461 の要件と同じです。インボイス、コンテナ、部品、B/L 単位ではなく ISF 貨物単位でのリンクが必要です。

- F. Commodity HTS-6(米国における貨物の統計品目番号-6桁):
- 1. 品目別のリンク要件ですが、HTS(関税分類番号表)の 6 桁レベルですか、それとも製造者またはサプライヤーが作成するコマーシャルインボイスの SKU(最小在庫管理単位)レベルになるのですか。つまり、製造者またはサプライヤーから提供された SKU(最小在庫管理単位)レベルでは 100 種類になるのですが、HTS 番号では 5 種類になってしまいます。

100 種類の SKU(最小在庫管理単位)が、6 桁レベルで HTS 番号が 5 種類になってしまう場合、ISF輸入者またはその代理人は5種類の HTS 番号を記入することで結構です。ただし、製造者(サプライヤー)、原産国、HTSUS 番号は互いに項目別にリンクさせる必要があります。このリンクは CBP Form 3461の要件と同じです。品目の紐付けは、インボイスやコンテナや部品や B/L 単位ではなく ISF の貨物レベルで行います。

2. Parts(部品): 部品の輸入者が、複数の製造者、原産国、HTSUS 番号を記載した何千もの部品をコンテナ輸送する場合、輸入者は ISF 申告時に部品すべての HTSUS 番号を記入する必要がありますか。あるいはオートバイの部品やアクセサリーの一般番号である 8714.190060 を記入することでもよいですか。

ISF 申告の際には船積みされる正確な部品名はわかりませんが、8714.190060 はオートバイの部品とアクセサリーであると認識できる番号なので、これは認められますか。

HTSUS の品目分類基準となる税または統計上の報告番号は記入しなければなりません。HTSUS 番号を 6 桁レベルで記載してください。その時点で ISF 輸入者は、最初に入手した情報または申告時点で入手できる最も適切な情報に基づくデータを送信します。ただし、ISF 申告は、米国の港に到着する 24 時間前までに(またはもっとも近い米国港への到着時間が 24 時間を切る場合は、外国港で船積みをした時に)正確な情報を入手した場合は、すみやかに更新しなければなりません。

3. FROB: FROB (米国港において積み下ろしされない貨物)に対しては何桁の HTS が必要ですか。

FROB の貨物 HTSUS 番号は 6 桁でなければなりません。ただし HTSUS 番号は 10 桁レベルで提出してもかまいません。

4. Garments on hangers(ハンガーにかけた衣類) — 出荷の際に当社が海外の第三者ロジスティクスプロバイダ(3PL)に提供する電子購入注文では、衣類がいつハンガーと一緒に出荷されるか特定していません。しかし、通関にあたっては、当社の米国通関業者がこの情報を持っており、衣類より関税が低率で済むハンガーを衣類とは別に分けています。ISF に関しては、ハンガーにかかった衣類の HTS 番号に加えて、ハンガーについても 6 桁の HTS 番号も提示しなければなりませんか。

ISF 輸入者がハンガーの存在を認識しているのであれば、ISF はハンガーに関する 6 桁の HTS 番号も必要です。ISF 輸入者が、ハンガーが衣類と共に出荷されていることを最初は知らない場合は、その情報を認識し次第、ISF を更新しなければなりません。

- G. Container Stuffing Location (コンテナ詰め場所):
- 1. コンテナ詰め場所(Container Stuffing Location)と混載業者(コンソリデータ/Stuffer)については(この 2 つのデータ・エレメントは到着 24 時間前にできるだけ早く申告することになっていますが)、柔軟に対応するのはフレキシブルな運用期間の 1 年だけですか。

コンテナ詰め場所とコンソリデータ・エレメント(項目)に関するタイミング(適時性)のフレキシビリティは、CBP が変更を決定するまでそのまま有効です。利害関係者は、暫定最終規則に基づいて、タイミングのフレキシビリティに関するコメントを提出できます。CBP がこれらのコメントを検討し、タイミングに関するフレキシビリティの変更を決定すれば規則を改正することになります。

2. 1 つのコンテナ詰めを複数場所で行う場合、すべての場所を ISF 申告で入力しなければなりませんか。

はい。2ヶ所以上でコンテナ詰め、および(または)2つ以上のコンテナが1本のB/Lの場合、B/Lに記載された商品のコンテナ詰め場所すべてを提示してください。

3. 暫定最終規則には、ブレーク・バルク貨物のコンテナ詰め場所は、商品の"Ship ready"(船積み準備)を行った事業体になると記載されています。ロールオン・ロールオフ式貨物船(ローロー船)の車両船積みの場合、この条件は多少あいまいです。"Ship ready"(船積み準備)とは、保護テープやサスペンション・ブロックの装着などの車両輸送の準備作業のことですか、あるいは船積みの実際の移動や車両の固定のことですか。

"Ship ready"とは、貨物の船積み準備作業(テーピング、バンド掛け、パッケージ詰め)を行う場所を意味します。工場、ターミナル、物流事業者の倉庫等の場所になります。

4. コンテナ詰め場所およびコンソリデータ(Stuffer)がどういうものか、海外の荷主に対する簡単な説明方法が必要です。前述の 2 つのデータ・エレメントがどういうものか、また荷主が情報を入手する方法について簡単に説明したものはありますか。また、何が利用できるかよくわかるような ISF 申告のサンプルまたは雛形はありますか。

コンテナ詰め場所とは、商品をコンテナに詰め込む物理的な場所です。コンテナの中にある商品の場所ではありません。ブレーク・バルク船積みについては、"ship ready"(船積み準備)を実際に行う物理的な場所になります。コンソリデータ(Stuffer)とはコンテナ詰めまたはコンテナ詰めを手配する事業体です。ブレーク・バルク船積みの場合は、"ship ready"(船積み準備)を実際に行う事業体またはこれを手配する事業体になります。

5. 輸出貨物は Company AG が所有するドイツの施設でコンテナ積みされます。この施設の建物も商品もこの会社が所有しています。ただし、この施設は関連会社である Company AG Logistics Services が運営しています。この場合、ISF 申告上の「コンテナ詰め場所」は Company AG ですか、それとも Company AG Logistics Services ですか。

その施設の運営者の名称に加え、商品をコンテナ詰めする場所または輸送準備を完了した場所の住所を記入してください。

- H. Consolidator (Stuffer) Name/Address (混載業者(詰め込み業者)の名前と住所):
- 1. コンテナ詰め場所(Container Stuffing Location)と混載業者(詰め込み業者)については(この2つのデータ・項目は到着24時間前までにできるだけ早く申告することになっていますが)、柔軟に対応するのはフレキシブルな運用期間の1年だけですか。

コンテナ詰め場所と混載業者(詰め込み業者)の申告タイミングのフレキシビリティは CBP が変更を決定

するまで有効です。CBP がタイミングに関するフレキシビリティの変更を決定すれば規則改正となります。

2. コンテナ詰め場所や混載業者が複数いる場合すべての混載業者を列挙する必要がありますか。例えば、NVOCC(外航利用運送事業者)が、ミルクラン方式で複数箇所を廻り、異なる事業者が各所でコンテナ 詰めをする場合です。コンテナ詰めをした事業者全てを列挙する必要がありますか。それともコンテナ詰め をアレンジした事業者の名前を記入することでよいですか。

この場合、コンテナ詰めを手配した事業者の名前を記入してください。

3. 製造者が直接船積を行った"シッパーローデッド"コンテナの場合、混載業者(詰込業者)は誰になるのですか。

製造者がコンテナ詰めした当事者またはコンテナ詰めを手配した当事者の場合、製造者が混載業者(詰込業者)になります。

4. いろいろな混載業者がコンテナ詰めした複数のコンテナを一の輸入業者に一度に出荷する場合、ISF 申告ではすべての混載業者を列挙しなければなりませんか。

はい。1つのトランザクションに複数の「混載業者」が関与した可能性があることに言及するのは重要です。 (たとえば相積などで)複数の「混載業者」が従事する場合、ISF 申告では複数の「混載業者」が提示されなければなりません。

独自のISF-5 データ・エレメント

- I. Foreign Port of Unlading(外国の積み下ろし港):
- 1. "Foreign port of unlading"は外国の最終積み下ろし港の港湾コードと定義されています。その場所が港ではなく港湾コードがない場合はどのように申告すればいいのですか。

最終積み下ろし場所が港湾ではなく、関連の港湾コードがない場合は、最寄の Schedule K コードまたは UNLo コードを提示してください。

2. メキシコ行きの積替貨物を輸送する船が香港を出発し、米国カリフォルニア州ロサンゼルスでその貨物を荷揚げします。その貨物はそれから米国テキサス州ラレード Laredo に向けてトラックに載せられます。そして米国を出てメキシコのヌエボラレド Nuevo Laredo に入ります。最終積み下ろし場所はメキシコのメキシコシティです。

この場合の「Foreign port of unlading(外国の積み下ろし港)」はどこになりますか。

トラックまたは列車でカナダまたはメキシコに輸出される貨物については、米国からの輸出後最初の外国の 港湾(または最寄の都市)の UNLo コードを使うことができます。この場合、MX LRD(Nuevo Laredo のコード)が認められます。

J. Place of Delivery(引渡場所):

1. メキシコ行きの積替貨物を輸送する船が香港を出発し、米国カリフォルニア州ロサンゼルスでその貨物を 荷揚げします。その貨物はそれから米国テキサス州ラレード Laredo に向けてトラックに載せられます。そして 米国を出てメキシコのヌエボラレド Nuevo Laredo に入ります。最終積み下ろし場所はメキシコのメキシコ シティです。この場合の「Place of Delivery(引渡場所)」はどこになりますか。

この場合、「引渡場所」はメキシコのメキシコシティ(MX MEX)になります。

DIPLOMATIC SHIPMENTS(外交官用貨物)(ユード化されたトランザクション参照)

1. 帰国する米国外交官、米国大使館職員または米国政府のために働いているその他の米国市民は、「タイプ 5:外交官用貨物」とコード化されたトランザクションを使うことができますか。

いいえ。この貨物タイプは、19CFR 148.82 に規定されている通り、外国政府の代表およびその家族ならびに彼らの荷物や携帯品のためのものです。

帰国する米国職員およびその所有物は外交官用貨物とはみなされず、コード「タイプ 5」のトランザクションを使うことはありません。

2. 正規の外交官用貨物には、ISF要件をカバーするボンドが必要ですか。

いいえ、必要ありません。

3. 外交官用貨物コードトランザクションはどのようなものですか。ISF の 10 項目のすべてを提示しなければならないのですか。

外交官用貨物に関する ISF の例:

ISF タイプ「05」外交官用貨物ガイドライン

ISF Filer(ISF 申告者): ABI または AMS 申告者コード

ISF Type (ISF 申告タイプ): 05「外交官用貨物」

ISF Importer(ISF 輸入者):代理人または輸入者

代理人の IRS 番号、あるいは米国内の外国大使 館または領事館の税関割当番号(CAN 番号)

ISF Bond Holder(ISF ボンド所有者):

方針により免除

Bill of Lading Numbers(s)(船荷証券番号):

SCAC/船荷証券(B/L)番号(AMS に記録される

最小の B/L 番号)

1. Importer of Record #(輸入者記録番号):

代理人または輸入者

代理人の IRS 番号、または米国内の当該外国大 使館または領事館の税関割当番号(CAN 番号)

2. Consignee # (荷受人番号):

代理人の IRS 番号、あるいは米国内の当該外国 大使館または領事館の税関割当番号(CAN番 号)、あるいは受入れ当事者のパスポート番号、発

行国、生年月日

3. Buyer(Owner)(購入者(所有者)):

米国内の当該外国大使館または領事館の名称お よび住所、あるいは米国内の当該外国大使館また は領事館の IRS 番号、CAN 番号

4. Seller(Owner)(販売者(所有者)):

米国内の当該外国大使館または領事館の名称お よび住所、あるいは米国内の当該外国大使館また は領事館の IRS 番号、CAN 番号

5. Ship to Parties(配送先):

米国で荷物を受け取る者の名称および住所、ある いは米国内の当該外国大使館または領事館の名 称および住所、あるいは米国内の当該外国大使館 または領事館の IRS 番号、CAN 番号

6. Manufacturer(Supplier)(製造者(サプライヤー)):

当該外国政府の名称および所在地

7. Country of Origin(原産国):

当該外国の ISO コード

8. HTS Codes(HTS コード):

9806.00 外交官用貨物

9. Consolidator(Stuffer)(混載業者(詰め込み業

通常要件に従ってください。

者)):

10. Container Stuffing Location(コンテナ詰め場所): 通常要件に従ってください。

ENFORCEMENT MEASURES(強制措置)

「10+2」ルール要件の完全順守(施行)が **2010 年 1 月 26 日**に始まり、CBP が新たな要件に関して貿易界を指導するために幅広いアウトリーチ活動を行ってきた 12 ヵ月のフレキシブルな運用期間は終了しました。

フレキシブルな運用期間が終了しましたので、完全順守を達成するために用いることのできる最も罰則の軽い方法を行うのが原則となります。貿易および国内港湾業務の混乱を最小に抑えて最大の順守を達成するために、CBP は施行への慎重かつ常識的なアプローチをとっていきます。貿易関係者は、施行に向けたこの周到なアプローチを、段階的レビューおよびフレキシブルな運用期間のさらなる延長だと考えないようにしてください。

最初は、CBP は米国向け貨物について ISF 申告をしていない輸入者を主な対象として施行します。少なくとも、非順守 ISF 輸入者は、警告を受けることになり、さらに/または CBP が貨物の潜在的リスクを分析し緩和するまでの間貨物のリリースが遅れることになります。最低でも、非順守輸入者は米国到着の際にその貨物に非開披検査(non intrusive inspection, NII)が行われることになります。

CBP の施行体制が成熟するにつれ、非順守輸入者が留保および検査を受ける数は増え続けると考えられ、また損害賠償および不積み通知(do not load, DNL)といった、より厳しい強制措置が適用されることも増えてくると考えられます。非順守の状態が続く C-TPAT 各社について、CBP はその C-TPAT ステータスの保留、降格および取消も検討していきます。

CBP は非順守をその都度ケースバイケースで評価し、強制措置を適用する前に潜在的な違反に関連する要因を検討します。

- A. Do Not Load Messages(船積み禁止(DNL)メッセージ):
- 1. CBP が ISF 申告で DNL メッセージを発信する場合、船社は ISF または積荷目録に原因があるかどうか どのようにして把握するのですか。

CBP は、船社に対してその DNL が特に ISF 申告に起因することを AMS で発信します。

- B. Liquidated Damages(損害賠償額):
- 1. 1 通の ISF 申告の複数の違反について、CBP は損害賠償額を査定しますか。

CBP は、2009 年 7 月 17 日付けの CBP 公報に発表された関連の軽減ガイドラインにしたがって損害賠償額を査定します。1 通の ISF 申告に複数のエラーがある場合、このガイドラインにしたがって、以下の損

害賠償額の請求を査定する可能性があります。ISF の遅れに対して 5,000 ドル、不正確な ISF に対して 5,000 ドル、および最初の不正確な ISF 更新に対して 5,000 ドル。

- C. <u>Mitigation Guidelines(軽減ガイドライン)</u>:
- 1. ISF 軽減ガイドラインはどこに載っていますか。

本船積み付けプラン、コンテナ・ステータス・メッセージおよび輸入者セキュリティ申告要件の不順守に関する損害賠償請求の査定および取り消しに関するガイドラインは、2009 年7月 17 日に税関公報に発表され、以下のリンクからご覧いただけます。

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/bulletins_decisions/bulletins_2009/vol43_07172 009_no28/43genno28.ctt/43genno28.pdf

このガイドラインは 29 ページから 41 ページに掲載されています。

EXEMPTIONS TO ISF REQUIREMENTS (ISF 要件の適用除外)

- A. <u>24 Hour Manifest Rule Exemptions (for "exempt" Break-Bulk)</u>
 (24 時間マニフェスト・ルールの免除 (ブレーク・バルクの「免除」)):
- 1. 現行のルールでは、24 時間ルールのタイミング要件からバルク貨物および特定のブレーク・バルク貨物(ほとんどの木材および鋼材など)は免除されています。同様に新ルールでもこれらの商品が免除対象となるか教えてください。

バルク貨物およびブレーク・バルク貨物の項を参照してください。

- B. General ISF Requirements (Exemptions)(ISF 一般要件(適用除外)):
- 1. ISO タンクコンテナは ISF 要件から除外されますか。

ISO タンクコンテナは他のコンテナと同様の扱いになります。ISO タンクコンテナが貨物を積んでいる場合、ISF 申告が必要です。ISO タンクコンテナが空(残留物なし)の場合は ISF 申告は不要です。

2. 「コンテナバルク貨物」輸送は免除対象となりますか。

いいえ。いったん貨物がコンテナに詰められるとバルク貨物とはみなされません。 19 CFR 4.7(b)(4)(i)を参照してください。 3. ボンドの免除はありますか。

はい、あります。(<u>ボンド</u>参照)

4. 外縁大陸棚(OCS)貨物についてはどうですか。ISF 要件を免除されますか。

(OCS 貨物参照)

FLEXIBLE ENFORCEMENT PERIOD(フレキシブルな運用期間)

(Enforcement measures 強制措置も参照してください)

1. 柔軟な対応(「対応の許容範囲」および「タイミングの柔軟性」)はフレキシブルな運用期間に限られますか。それとも CBP ではフレキシブルな運用期間が過ぎても、申告時の柔軟な対応を継続しますか。

製造者(サプライヤー)、配送先、原産国、HTSUS 番号ならびに混載業者(詰め込み業者)および/またはコンテナ詰め場所のタイミングの柔軟性規定の解釈に関する対応の許容範囲は、CBP が変更を決定しない限りそのまま有効です。CBP が変更を必要と判断すれば規則改正を行うことになります。

IDENTIFICATION NUMBERS(ID 番号)

- A. General(全般):
- 1. ISF 申告する事業体(購入者、販売者、その他)について広く認識され商業上認められる ID 番号の一覧を提示してもらえますか。暫定最終規則の中で、CBP が DUNS 番号(企業識別番号 Dun and Bradstreet Data Universal Numbering System)など商業上承認される ID を認めることが明記されています。他に認められる ID 番号はありますか。

CBP は、業界関係者が DUNS 番号など商業上広く認められる ID 番号を次の項目の名称と住所に代わるものとして提示することを認めています。

: 販売者、購入者、製造者(サプライヤー)、配送先、コンテナ詰め場所、混載業者(詰込業者)、船腹予約者。

CBP は、配送先の FIRMS コード(施設情報およびリソースマネジメントシステムコード)を必要に応じて認めています。CBP は貿易関係者と連携し、商業上広く認められる ID 番号の使用について引き続き検討していきます。

B. DUNS(企業識別番号ーダンズ番号):

1. CBP は DUNS 番号にクエリー機能を付加する予定はありますか。

いいえ。

IMPLEMENTATION GUIDES(実施に関する指針)

CBP の最新の実施に関する指針(データトランザクションセット)は以下のリンクからご覧になれます。

http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/automated/automated_systems/sf_transaction_sets/

INFORMAL SHIPMENTS (See also <u>Coded Transactions</u>) **非公式な船積み**(コード化したトランザクションを参照)

- A. General(全般):
- 1. 非公式な船積みにISF 申告は必要ですか。

はい。非公式な船積みにも ISF 申告は必要です。

- B. Military Shipments (軍用品の船積み):
- 1. 返送される米軍日用品の船積みに ISF 申告は必要ですか。

はい、必要です。ISF 申告の「タイプ 03」を使ってください。(<u>コード化されたトランザクション</u>も参照してください)。

2. 米軍の日用品の船積みにも ISF 申告にボンドは必要ですか。

いいえ。これらのタイプの貨物については、方針によりボンド要件は免除となっています。I

3. 米軍日用品については、運送会社を ISF 輸入者にしてもかまいませんか。

米軍日用品を含めた日用品と携帯品は、コード化されたトランザクションタイプ・コード"03"での申告が可能です。実際の荷受人すべてが適切に ISF 申告で判別できれば、代理人を自社の ISF 輸入者として輸入者記録番号を提供することができます。

INSTRUMENTS OF INTERNATIONAL TRADE (IIT)(国際貿易手段)

1. 船の設備および船社の会社内での移動は、輸入者セキュリティファイリング要件を免除されますか。

輸入者セキュリティ ファイリングは船の設備には必要ありません。ただし、別件で免除される場合を除き、 ISF 輸入者は、会社内の移動についても輸入者セキュリティ ファイリングを提出しなければなりません。

2. 船の予備部品は ISF 申告要件を免除されますか。

はい。

3. 船の設備は ISF 申告要件を免除されますか。

はい。

4. 空荷主(または輸入者)が所有するコンテナは輸入者セキュリティ ファイリング要件の対象になりますか。

いいえ。ただしそれでも、本船積み付けプランおよびコンテナ・ステータス・メッセージを通じて、船社が必要に応じて報告しなければなりません。

ISF FILINGS(ISF 申告)

A. General(全般):

1. 複数の船舶や海上輸送について一回のISF申告でもよいですか。

いいえ。

2. ISF 申告フォームの用紙はありますか。

いいえ、ISF 申告はすべて電子申告です。

3. 積荷目録に記載する数量は ISF 申告とは関連しないのですが、CBP は 1 つの B/L について複数の ISF 申告をどのように取り扱うのですか。

CBP は、同一 B/L でなくても 1 件の ISF 申告に対して固有の ID 番号を返します(<u>unique</u> identification number(固有の ID 番号)を参照してください)。

4. 同じ輸入者に対する同一船舶および海上輸送の B/L は、陸揚げ港または荷揚げ港が異なっていても 同一の ISF 申告として一本化することができますか。

1 通の ISF に対応する貨物、ISF輸入者、海上輸送は全て一つに絞られます。ISF 申告は CBP Form 3461 登録と当然一致しますが、必ず一致しなければならないというわけではありません。ISF 申告は、船舶 AMS システムで「最小の」B/L レベルで記録されます。CBP は、ハウス B/L レベル、レギュラーB/L(シンプル/ストレート)レベルのいずれかで ISF 申告を受理します。CBP は、マスターB/L についての ISF 申告は受理しません。また、海上輸送で、船積み、輸入者が同じである限り、1 通の ISF 申告で複数 B/L をカバーすることはできます。

- 5. 輸入者と船積みが同一であればに複数 B/L について ISF 申告 1 件で送信することができます。想定されるケースは下記の通りです。:
 - 同一の輸入者に出荷される複数 B/L が 1 回の手続きで通関する
 - 同一輸入者に出荷される複数 B/L が、複数の手続きを経て通関する

さて質問ですが、"shipment"(出荷)という用語は例 1 に示すような通関をさすのか、例 2 に示すような通関をさすのか、いずれでしょうか。"shipment"の定義が例 2 となると、ISF と通関をどのように一括申告するのかわかりません。単純に通関手続ごとに、該当B/L ごとの ISF 申告をそれに添付するのですか。

船舶と航海番号が同一で輸送、輸入者記録番号が同じであれば、申告には次のような申告オプションがあります。

- B/L ごとに ISF 申告 1 件
- 複数 B/L を対象とする ISF 申告 1 件
- 「統一申告」の場合、B/Lの数に関係なく通関手続ごとに ISF 申告 1 件 (これらの B/L が同じ船舶のもので、かつ輸入通関の際に提示されることが条件)
- 3. 当社は定期的に米国、カナダおよびメキシコ向けに輸入しており、同時に行うこともあります。ISF が要求される時点では、特定の貨物の具体的な行き先がわかっているとは限りません。たとえば、米国向けの貨物の一部を船が出港してから FTZ やカナダ、メキシコ向けに変更することもあります。こういう場合、ISF-5の代わりに ISF-10 を申告すべきでしょうか。

このような場合は、ISF-10 を提出しなければなりません。ISF-10 は後で、貨物を IE または T&E を通じて メキシコまたはカナダに振り向ける決定がなされた場合、あるいは米国の最初の港に到着する前により適 切な情報が入手できた場合は、ISF-5 を以て更新されなければなりません。しかし、米国の最初の港に 到着するまでにより適切な情報が入手されなかった場合は、ISF 輸入者はもはや、ISF-10 を更新する義 務はありませんが、ISF 輸入者の裁量により更新しても構いません。方針により、ISF-10 の ISF-5 への更 新には港湾管理責任者の承認は必要ありません(「分割、転送およびローリング貨物」も参照のこと)。

B. Self Filer(自己申告者):

1. 当社は ABI システムを使った通関書類の申請を業者に委託しています。輸入者として、ACE システム経由で ISF-10 申告をする方法はありますか。CBPは輸入者が輸入者セキュリティ ファイリングを自己申告できるよう、ACE のポータルサイトを開設する予定はありますか。

現時点において ACE 経由で ISF 申告を行うことはできません。ただし、CBP は ACE の開発に伴い、ISF 申告機能を追加することについて今後も検討していきます。輸入者はまた、CBP クライアント担当官に連絡して自己申告オプションについて相談することができます。(電話番号:571-468-5500)

C. Timing Requirements (適時性の要件):

(<u>Container Stuffing Location</u>(コンテナ詰め場所)、および <u>Consolidator Name/Address</u>(コンソリデータの名前と住所を参照してください。)

1. 新規則に基づき、外国港で貨物が積載される 24 時間前までには、ISF 申請項目のいくつかは送信しなければなりません。貨物が初めにフィーダー船に積載される場合、これらの項目はフィーダー船に積む 24 時間前までに申告する必要がありますか。それとも米国向けの船舶に積載される 24 時間前までに申告するのでしょうか。また、FROB の場合、いつまでに ISF 申告をしなければなりませんか。

外国港で船舶に積載される 24 時間前までに申告する必要がある ISF 申告項目については、貨物が<u>米</u> 国向け船舶に海外で船積みされる 24 時間前までに送信してください。同様に、FROB(米国通過貨物) についても、要求される項目を米国向け船舶に船積みする前に送信しなければなりません。

D. ISF-5 Filings(ISF-5 申告):

1. I.E.と T&E の場合、新たな 5 項目を送信前にまたは送信の時点で保税番号を送信しなければならないのですか、それとも後から送信することはできますか。

いいえ、できません。保税番号は ISF 申告上、必要ありません。

2. FROB の ISF-5 申告はどの事業者が責任を負うのですか。また、IE と T&E 輸送の ISF-5 申告はどの事業者が責任を負うのでしょうか。

暫定最終規則に基づき輸入者セキュリティファイリングの申告を求められるのは、米国の港湾域内に貨

物を入港させる契機を作った事業者です。この当事者となるのは、FROB の場合は船社であり、IE (immediate exportation)および T&E(transportation and exportation)の場合はそれぞれの文書の提出者です。

3. 当社はマニフェストデータを AMS で提出する Automated NVOCC です。FROB 貨物についても CBP にISF-5 を提出しなければなりませんか。IFR では、船社の責任となっています。しかし 19 CFR 4.7 によりNVOCC も船社に含めらると規程されています。

規則に現在定められているように、船舶オペレーターと定義される船社は、FROB 貨物について ISF-5 申告をする責任を負います。しかし CBP は、19 CFR 4.7 で NVOCC が船社の中に含められているのに対し、19 CFR 149 では船社の中に入れられていないとの点は既にわかっています。CBP は、法規制のプロセスを通じてこの問題に取り組む予定です。

CBP がこの問題に取り組むまでは、ISF-5 の FROB データ申告者に義務付けられた ISF-5 FROB データが CBP に送られると、ISF を実行するにあたり、CBP は幅広い裁量をもって対処します。その間、船舶オペレーターである船社は、出荷者から直接予約を受けた事業者としてそのデータに直接アクセスできるのであれば、FROB 貨物について ISF-5 を提出しなければなりません。

NVOCC が AMS でマニフェストデータを申告する場合、NVOCC は該当するトランザクションに関して ISF-5 を申告することができます。そしてこの行為は、船社から委任状を得ずに行うことができます。CBP は標準データエディタおよび通知メッセージを使って、これらのトランザクションを受理した上で処理します。

船社および NVOCC は、ISF の段階的な執行期間の間、輸入者および通関業者と同じ条件下で運用することになります。

- E. ISF Territories of Coverage (Geographic)(ISF 申告の対象となる地理上の地域):
- 1. プエルトリコへの輸入(米国以外の地域からの海上輸送)は ISF / 10+2 を申告しなければなりませんか。
 - この規則は米国税関地域内に到着する予定の貨物を対象とします。プエルトリコは米国の税関地域の一部です。したがって、プエルトリコへの輸入は申告の対象となります。
- 2. 米国領の島嶼(米領バージン諸島、米領サモア、グアムなど)から出荷され、米国に輸出される貨物については、ISF/10+2を申告しなければなりませんか。
 - はい。米国領の島嶼(米領バージン諸島、米領サモア、グアムなど)は米国税関地域には含まれません。
- 3. 米国以外の地域から海上輸送で米国領の島嶼(米領バージン諸島、米領サモア、グアムなど)に出荷す

る場合は、ISF/10+2 申告の対象になりますか。

いいえ。米国領の島嶼(米領バージン諸島、米領サモア、グアムなど)は米国税関地域には含まれません。

- F. ISF Areas of Coverage (Mode of Transport)(ISF 申告の対象範囲(輸送モード)):
- 1. 鉄道またはトラック輸送で米国に到着する貨物に ISF 申告は必要ですか。また、船が米国を離れる時点まで貨物が船舶に積載されない場合、ISF 申告しなければなりませんか。

ISF 申告は、米国に船舶で到着する予定の貨物にのみ要求されます。

2. 商品が船でカナダに到着し、その後トラックまたは鉄道で米国に輸入される予定です。船舶以外の手段で米国に到着した貨物については ISF を求められないと認識していますが、それでもこういう貨物について ISF-10 を申告することになりますか。

はい。付随する最低レベルの B/L が AMS にある限りはできます。

- G. Less than Container Load (LCL) Shipments (小口扱い貨物):
- 1. 小規模輸入業者で、コンテナ 1 つまるまる搬入することは滅多になく、ほとんどは数個のパレットまたは箱で出荷します。少量の貨物を搬入するだけでコンテナを使わない場合でも同じ報告要件が適用されるのですか。

貨物の規模に関わらず、非バルク貨物には ISF 申告が必要です。

ISF IMPORTER (ISF 輸入者)

- A. General(全般):
- 1. ISF 申告をした時点で ISF 輸入者となりますが、貨物には責任を持ちたくない場合はどのようになりますか。

ISF 輸入者は ISF 申告項目に不備がなく、正確かつ指定時間内に申告することについて最終的な責任を負います。この責任は他の関係者に転嫁することはできません。

2. 輸入者が船積みの存在について知らない場合、ISF にどのように責任をとるのでしょうか。

米国の港湾域内に入港させる関係者は、ISF 申告義務がある当事者となります。この当事者になり得る

のは、所有者、購入者、荷受人または代理人です。

3. 海外の事業者も ISF 輸入者になることができますか。

はい。ただし、荷受人の項目に米国の事業者を記入する必要があります。

- B. Transit Cargo (FROB, IE, TE)(米国通過貨物(FROB, IE, TE)):
- 1. NVOCC は、法的には要求されていませんが、ISF を申告できますか。

はい。NVOCCは、自ら(ISF輸入者として)または他の事業者の代理人として ISFを申告できます。

2. VOC が FROB の ISF 輸入者の場合、VOCが T&E と I.E.貨物の ISF 申告を行わなければなりませんか。

いいえ、違います。I.E と T&E 輸送の ISF 輸入者は、CBP に I.E と T&E の文書を申告した事業者です。 VOC が CBP に I.E と T&E 書類を申告する場合は、VOC も ISF 輸入者となります。

3. 当社は定期船(オーシャン・ライナー)のI.T.(immediate transport - 即時輸送)でインランドポートに輸送する貨物を取り扱っています。貨物がいったん I.T.配送(即時輸送)港に到着すると、I.T.を取り消し I.E.または T&E 保税貨物として輸出します。この場合、消費税申告ではないので、ISF-5(5 項目)のみの申告でよいでしょうか。

I.T.(即時輸送)通関の場合は ISF-10 申告が必要です。また、T&E および I.E.貨物の場合は、ISF 輸入者が ISF-5、または ISF-5 の代わりの ISF-10 を提出しなければなりません。

MESSAGING(通知メッセージ)

- A. General(全般):
- 1. 通関業者が ABI システムで ISF を CBP に申告送信し、申告者に返信をがあった場合、船社は船積みが許可されたことをどのように知るのでしょう。 船社は何らかのメッセージを受け取るのですか?

CBP は"affirmative load"(船積み許可)メッセージを発信することはありません。また、船社は特定の B/L に対して ISF 申告が行われたことを確認する必要はありません。しかし、貿易関係者の要請により CBP は、ISF 申告者および該当する船社の両者に対して、ISF 申告が B/L に合致し CBP に申告されたというステータス通知メッセージを送信します。

B. Accepted ISF Filings (受理される ISF 申告):

1. ISF 輸入者は、ISF が積荷目録に一致した場合、ISF 固有の ID 番号を AMS の申告先(notify party) に通知することができますか。

はい。ISF 輸入者はビジネス上の判断で固有の ID 番号を他の事業者と共有することができます。ただし、これは AMS システムの枠外で個別に行わなければなりません。

- C. Unique ISF Transaction Number(固有の ISF トランザクション番号)
- 1. CBP は ISF 申告が完了するとフィードバックを送信しますか。

はい。ISF 申告を受け取ると、CBP はそのデータを処理し ISF 申告者に即時にフィードバックを送信します。フィードバックメッセージには、受理または拒否メッセージが含まれます。また、CBP は申告を受理した場合には固有の ISF トランザクション番号を返します。なんらかのエラーがあったり提出が拒否されたりした場合は、CBP は理由コードを送信します。

2. 固有の ID 番号は一連の通関手続の一部ですか。

いいえ。

3. CBP はマニフェストを統合して申告したISF-5について固有 ID 番号を返しますか。

現時点では返しません。

- D. Accepted With Warning(警告付き受理):
- 1. 警告メッセージを受け取った場合に、CBPにはISF申告内容を訂正して提出しなければなりませんか。

警告メッセージを受け取った場合、CBP には訂正した ISF 申告内容の提出が必要です。

- E. Rejected ISF Filings (ISF 申告の受理拒否)
- 1. 当初の ISF 申告が受理拒否された場合には、修正申告すればよいのですか。または新規に申告しなければなりませんか。

「追加」トランザクションが受理拒否された場合は、CBP のシステムの中に「代替」(すなわち修正)すべき 有効な ISF 記録がないため、ISF は訂正され、新たな「追加」として提出されなければなりません。 2. 申告が受理拒否となった場合、ISF 申告の送信の意図があったことを「証明」するために、固有のトランザクション番号を受け取れますか。

いいえ。拒否された「追加」の ISF 申告に固有の ID 番号は発行されません。ただし、拒否された「代替」 トランザクションにより、提供された ISF トランザクション番号が返送されます。

- F. Status Advisory Messages (ステータス・アドバイス・メッセージ):
- 1. B/L との一致(または不一致)を確認するステータス・アドバイス・メッセージが ISF 申告者に送信されます。 同一 B/L に対して 2 つ申告がなされた場合、ステータス・アドバイス・メッセージはそれぞれの申告者にい くことになりますか。

それぞれの申告者に一致(または不一致)について別個のメッセージがいきます。

- G. Duplicate Filings (重複申告):
- 1. CBPは重複申告をどのように防止するのですか。すでに ISF 申告がされている場合、重複提出となることが確認メッセージで表示されますか。

CBP は、B/L 番号と ISF 申告者ごとの輸入者記録番号との固有の組み合わせで単独の ISF 申告とします。唯一の例外は「統一申告」で、この場合は通関番号もその固有の組み合わせに含まれます。

これらの項目と同じ組み合わせで 2 つ目の ISF 申告を受け取った場合、同じ申告者から提出されたものであればその申告は拒否されます。固有のトランザクション番号および拒否理由も ISF 輸入者に返信されます。

ただし、重複する ISF が別の申告者によって送信された場合は、CBP はこの二重 ISF 申告を受理し、 最初の ISF 申告者に同じものが申告されたという警告メッセージを送ります。さらに、CBP は後の ISF 申 告者に「警告付き受理」メッセージを送り、別の申告者が同じ貨物に関する ISF を既に申告していたこと を知らせます。CBP は関係当事者が ISF 輸入者と連絡をとってどちらの ISF が正しいものかを確認することを期待します。それをしないと、強制措置および/または順守措置がとられることがあります。

- H. ISF-5 Messaging (ISF-5 メッセージ):
- 1. 船社が 24 時間マニフェストデータと ISF-5 データを<u>統一申告</u>で送信した場合、ISF-5 の ISF 承認または 固有の ID 番号(受付番号)は船社に送られてきますか。

いいえ。マニフェスト/ISF-5の一括申告の場合は、固有のID番号は送られません。

MID NUMBERS((製造者 ID)番号)

1. 製造者(またはサプライヤー)の名前と住所の代わりに MID 番号を使用することができますか。

いいえ。CBP は、ISF 申告で記入する製造者(またはサプライヤー)の名前と住所の代わりに MID 番号を使用することを認めていません。ただし、製造者、輸入者、サプライヤーなどの事業者は、Dunn & Bradstreet に情報登録してフルネームと住所の代わりに DUNS 番号(企業識別番号)を使用できます。

OUTER CONTINENTAL SHELF (OCS) SHIPMENTS (外緣大陸棚(OCS)貨物)

1. ISF 要件は外縁大陸棚(OCS)貨物にも関係しますか。

はい。詳しくは、IFR の 71757 を参照してください。

2. OCS 貨物には、米国にごく接近していることによる特別な規定がありますか。

はい。方針として、CBP は OCS 貨物の ISF 申告については船積み前ならいつでもよいこととしています。 CBP は間もなく、OCS 貨物のための特別なトランザクションコードタイプを追加する予定です。

OUTREACH EFFORTS(アウトリーチ活動(啓蒙活動))

1. 新しいセキュリティファイリングに関するアウトリーチ活動の情報はどこで見られますか。

地元で行われる公的アウトリーチ活動は CBP のホームページ www.cbp.gov.をご覧ください。

POSTAL CODES(郵便番号)

1. フレキシブルな運用期間中、郵便番号がないと「警告付き受理」メッセージが送信されます。警告メッセージを受け取った ISF 申告は全部、データを訂正した方がよいですか。

はい。

2. ISF 事業者の中には、正式な郵便番号制度のない国の者もいます。CBP は、郵便番号なしで送信される ISF をどのように取り扱う予定ですか。

現在郵便番号制度が使われていない国については、ISF に住所の一部としての郵便番号は不要です。 CBP は、郵便番号を使う国のリスト作成行っています。作成次第、CBP はこのリストを貿易関係者に提

供する予定です。

POWERS OF ATTORNEY(委任状)

1. CBP は ISF 申告のために「特別な」委任状(POA)を別途要求しますか。現在、通関業者は、通関業やフォワーダー業など輸入業務に関わる幅広い代理活動をカバーできるような一般的な POA(委任状)を使用しています。通関業者が使用している現行の POA を CBP は認めるべきだと思いますが。

CBP は新規に「特別な」POA を要求することはありません。委任状の妥当性はケースバイケースで判断されます。ただし、19 CFR 141.32 には権限が無制限の包括的委任状の例が記載されています。

PROGRESS REPORT(進捗レポート)

1. CBP は、ISF 申告の適時性や正確性について本システムから輸入者または代理人へのフィードバックを行いますか。

はい。ISF 申告を受け取ると、CBP はそのデータを処理し、ISF 申告者に即時にフィードバックを送信します。フィードバックメッセージには、受理または拒否メッセージが含まれます。また、CBP は申告を受理した場合には<u>固有の ISF トランザクション番号を返します。</u>なんらかのエラーがあったり提出が拒否されたりした場合は、CBP は理由コードを送信します。

提出ごとに返信される即時のフィードバックに加えて、CBP では、「ISF 進捗レポート」を作成するシステムを開発し、月 1 回各 ISF 申告者に送っています。ISF 進捗レポートを入手するには、ISF 申告者は次の電子メールアドレスを通じて登録を行わなければなりません: progress_report@cbp.dhs.gov

電子メールには以下の情報を提示しなければなりません。

- >申告者の会社名
- >ISF の申告に使った申告者コード
- >連絡窓口
- >連絡窓口の電話番号
- >実績レポート(Performance Report)の送り先の会社の電子メールアドレス

CBPは、提示された情報を確認するために連絡窓口に連絡することがあります。

2. ISF 輸入者が登録して自分の ISF 進捗レポートのコピーを入手することはできますか。

CBP は現在のところ、Tier 3 の C-TPAT および Tier2 の C-TPAT メンバーに CBP に登録して ISF 進捗レポートを CBP から直接受け取る機会を与えています。それ以外の ISF 輸入者は、自分たちの正規

の ISF 申告者から ISF 進捗レポートのコピーを入手しなければなりません。

3. CBP は、ISF 進捗レポートでタイミング(適時性)をどのようにして測定するのですか。

ISF 進捗レポートの適時性の部分は、船舶出港日の 24 時間前をベースにしています。

船社が、特定の貨物、「免除」ブレーク・バルク貨物の船積みに関して 24 時間マニフェスト・ルールのマニフェストデータのタイミング要件を免除された場合は、船が米国に到着する 24 時間前までは ISF の提出を求められません。この場合、CBP はこうした「免除」ブレーク・バルク貨物の適時性を特に測定することはしません。

RECORD KEEPING REQUIREMENTS(記録保管義務)

1. ISF 申告に関する輸入者の記録義務にはどのようなものがありますか。

この新規制では、委任状の保存を除き具体的な記録保持義務を設けていません(19 CFR 149.5(C)参照)。ただし、ISF 申告当事者は、ISF 申告要件の順守を証明できるよう必要な記録を保管しておくべきでしょう。また、19 U.S.C. § 1508の一般的な記録保管義務がISF 申告者に適用されることがあります。

RETURNED OR REFUSED SHIPMENTS (Includes U.S. Goods Returned) (積戻しまたは受取拒否された貨物(積戻される米国貨物を含む)

- A. General(全般):
- 1. 米国で海外向けに船積みされたコンテナが、米国に戻って来るまで荷下ろしされない場合、ISF 申告要件はどのようになりますか。

米国で船積みされた海外向け貨物が米国に戻るまで荷下ろしされないのであれば、ISF 申告は必要ありません。

2. 米国から輸出後、海外で輸入を拒否され、その貨物が船社または海外税関の管理下にあった場合、この貨物に ISF 申告は必要ですか。

その貨物が外国港で米国向けの船舶に船積みされた場合は、ISF申告を提出しなければなりません。

B. U.S. Goods Returned (積み戻される米国貨物):

1. 積み戻される米国貨物は現在、ISF 申告の免除対象ですか。または将来、免除対象となりますか。

積み戻される米国貨物にも ISF 申告は必要です。

2. 積み戻される米国貨物も、HTSUS Chapter 98 類の番号または HTSUS 品目番号を申告しなければなりませんか。

積み戻される米国貨物については、HTSUS Chapter 98 類の番号および HTSUS 品目番号の両方が必要です。

3. 米国への積戻貨物は、製造者(サプライヤー)が米国企業であってもかまいませんか。

最終的に製造、組立て、生産、育成(または供給)を行った事業者が米国企業であれば、製造者(サプライヤー)は米国企業でも構いません。

4. 貨物に積み戻される米国貨物と外国で製造された貨物が混じっている場合、どちらの ISF トランザクションコードタイプを使うべきでしょうか。タイプ 01 でしょうか、それともタイプ 07 でしょうか。

米国貨物と非米国貨物が混ざっている場合は、トランザクションコードの「タイプ 01」通常貨物コードを使ってください。トランザクションコード「タイプ 07」積み戻される米国貨物コードは、**全部が米国貨物**から構成される貨物専用です。

SPLITS,DIVERSIONS and ROLLING CARGO(分割、転送およびローリング貨物)

1. 場合によっては、船舶が出港した後、貨物が「分割」されて新たな配送先に送られることがあります。こうした分割貨物については、新たな ISF を提出しなければなりませんか。

いいえ。こうした貨物に関して AMS 上、新たな B/L が用意される場合は、初期の ISF は新たな B/L で更新(すなわち修正)しなければなりません。さらに、ISF 輸入者または代理人は、配送先 の名前/住所など、変更があったその他のデータ項目も更新しなければなりません。

2. 場合によっては、一つの貨物を二つの別の船舶に「分割」しなければならないことがあります。また、船社が 自社の都合で当社の貨物を動かすこともあります。これらの貨物について、二つの別々の ISF を提出しな ければなりませんか。

はい。これらの例では、貨物には、二つの別々のISFが提出できるように、それぞれ固有のB/L番号が割り当てられなければなりません。

STRUCTURED REVIEW PERIOD(段階的なレビュー期間)

1. 輸入者はどのようにして、順守に向け順調に進捗していることを CBP に示せばいいのですか。

CBP は、ケースバイケースで状況を総合的に考察して進捗を判断します。ISF 申告者は段階的なレビュー期間およびフレキシブルな運用期間中に講じられた手段を示す書類を保管しておかなければなりません。 (ISF 進捗レポートを参照のこと)

TRANSMISSION METHODS(送信手段)

(<u>ABI</u>(自動通関申告システム)、<u>ACE</u>(自動貿易流通システム)、<u>VESSEL STOW PLANS</u>(本船積み付けプラン)を参照してください)

1. ISF 申告に関する情報はどのようにして CBP に送信するのですか。

ISF 申告は、AMS または ABI システムからでなければ申告できません。

UNIFIED ISF-10 and ENTRY FILINGS(ISF-10と通関申告の統一)

1. 統一申告が、ISF の下でどのように機能するのかわかりません。当社の船積みの多くは、揚荷港から通関港まで保税輸送です。統一申告をしようとしても、この情報はほとんど入手できないように思われます。こうした場合の統一申告について説明してください。また通関データをすべて送信しなければなりませんか。

統一申告は保税運送の通関では利用できません。この場合、ISF 輸入者またはその代理人は個別に ISF 申告手続きを行う必要があります。

2. 統一申告について通関申告が拒否された場合、ISF 申告も自動的に拒否されるのですか。

通関申告が拒否されたという理由だけで ISF 申告が拒否されることはありません。

3. 一括通関の場合、税金の支払時期はいつになりますか。

通関(申告)はすべて、現行の法規制に従います。統一申告も同じです。

VESSEL STOW PLANS(本船積み付けプラン)

- A. Responsibility to File(申告義務):
- 1. ISF 輸入者は本船積み付けプランまたはコンテナ・ステータス・メッセージを送信しなければなりませんか。

いいえ、必要ありません。本船積み付けプランまたはコンテナ・ステータス・メッセージを送信しなければならないのは船社です。

- B. Exemptions(適用除外):
- 1. バルク貨物およびブレーク・バルク貨物輸送専用の船舶は、本船積み付けプランの提出要件を免除されますか。

はい。バルク貨物およびブレーク・バルク貨物輸送専用の船舶は本船積み付けプランの提出要件を免除されます。

2. ローロー船(ロールオン・ロールオフ式貨物船)は本船積み付けプランの提出要件から免除されますか。

はい。海外向けコンテナ貨物がなければ免除されます。

- C. E-mail Address (電子メールアドレス):
- 1. 船社が本船積み付けプランを送信する宛先の電子メールアドレスを教えてください。

船社またはその代理人が電子メールで本船積み付けプランを送信する場合、テキスト添付の形で stowplan@cbp.dhs.gov.宛に送付してください。また、CBP システムは電子メール 1 件につき本船積み付けプラン 1 件しか受け付けませんのでご注意ください。

D. Formats(書式):

1. 本船積み付けプランを Microsoft の Excel 形式で送信することはできますか。

CBP は、UN/EDIFACT 準拠メッセージ BAPLIE による本船積み付けプラン SMDG(smdg.org)を受理します。 CBP は、現時点で UN/EDIFACT BAPLIE を使っていない船社が使用できる MS Excel 書式の本船積み付けプランを準備中です。この代替書式を使うための請求は、限定的かつケースバイケースで検討され承認されることになります。

E. Amendments(修正):

1. これまで未報告のコンテナを除き、どのような変更や誤りであれば積載計画の修正を行う上で、認められるのか、申告の時期、頻度について教えて下さい。船社が、未報告のコンテナを積載していたことで、積載計画に誤りがあることがわかった場合は、直ちに修正しなければならないと考えています。

本船積み付けプランは、タイムリーかつ正確に全てを記載しなければなりません。ただし、CBP は今後緩和策を決める上での違反例を検討します。